

# 東京都「年収の壁を知る」 第4回オンラインセミナー

12/18 (水) 13:30~15:30



<講師>

池田先生（社労士）、上野先生（社労士）

本日は当セミナーにご参加いただき、  
誠にありがとうございます。



「年収の壁」について正しい知識を  
身に着け、今後、ご自身がどのように  
働いていきたいかをしっかり考えて、  
しっかり選択していくための一助に  
になりましたら幸いです

# 本日のプログラム

---

13:30-14:20 前半講義

「年収の壁、社会保険（狭義）を正しく知ろう」

14:20-14:30 質疑応答 ※適宜休憩をお取りください。

14:30-15:20 後半講義

「年金制度改正の最新情報と方向性を知り、  
私と家族のキャリア×ワークを考えよう。」

15:20-15:30 質疑応答、閉講

# ご留意点

- 講義の前半と後半に、質疑応答のお時間を 10分間ずつ設けています。  
年収の壁に関するどんなことでも、画面下にある「Q&A」ボタンからご入力ください。  
※この「Q&A」でのご質問はセミナーの最中随時受け付けております。  
いつでも、お気軽にご質問ください。
- 本セミナーは録画して、後日、アーカイブとしてホームページ上で公開いたします。  
(1月下旬ごろを予定)
- セミナー終了後Zoomから退出される際、アンケート回答画面に移ります。  
1分間程度で終わる簡単なものですので、ご協力をよろしくお願いいたします。



# 池田 優子

- 社会保険労務士
- キャリアコンサルタント
- ハラスメント防止コンサルタント
  
- 汐留社会保険労務士法人 役員
  
- 働き方改革・法改正のセミナー、ハラスメント研修など実績多数



# 上野 雅子

- 社会保険労務士
- 産業カウンセラー 他
- シエルパ社会保険労務士法人 代表
- 企業向け健康経営セミナー、ハラスメント防止セミナーなど実績多数

1. **年収の壁とは??**
  
2. (狭義の) 社会保険について
  - 社会保障の全体図
  - (狭義の) 社会保険の種類
  
3. (狭義の) 社会保険のメリット～医療について～
  - 傷病手当金
  - 出産一時金
  
4. (狭義の) 社会保険のメリット～年金について～
  - ①老齢年金
  - ②障害年金
  - ③遺族年金

## そもそも年収の壁とは？？

「夫は外で働き、妻は専業主婦として家庭を守り、子どもは2人」というのを標準世帯として制度設計がなされてきた時代背景があるため、専業主婦を優遇する措置が多くあります。しかし、それらの制度は「女性の社会進出」が進んでいる現代の日本にそぐわないものになってきているということです！

所得税・住民税や社会保険料の負担が生じることにより、手取り額が減少する可能性がある年収額のボーダーラインが「年収の壁」と呼ばれています。



年収の壁を  
超えちゃいそうだな・・・

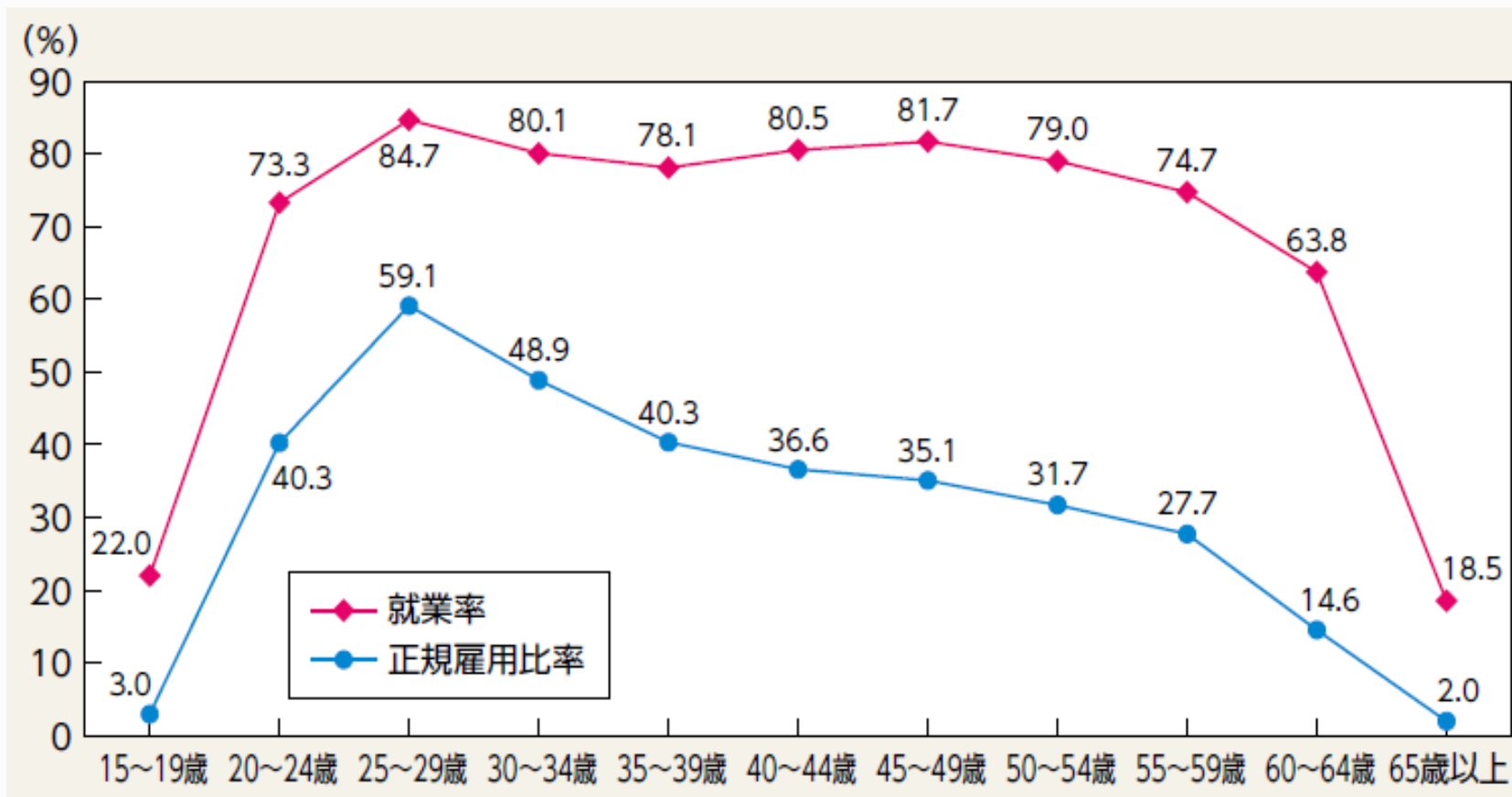
これに対し、特に社会保険料がかからないよう、働く時間を抑える就業調整をしている方が多くいらっしゃいます



## (参考) 女性の年齢階級別正規雇用比率 (2023年)

女性の年齢階級別正規雇用比率は、25～29歳の59.1%をピークに低下しています。

(L字カーブ)



(備考) 1. 総務省「労働力調査 (基本集計)」より作成。

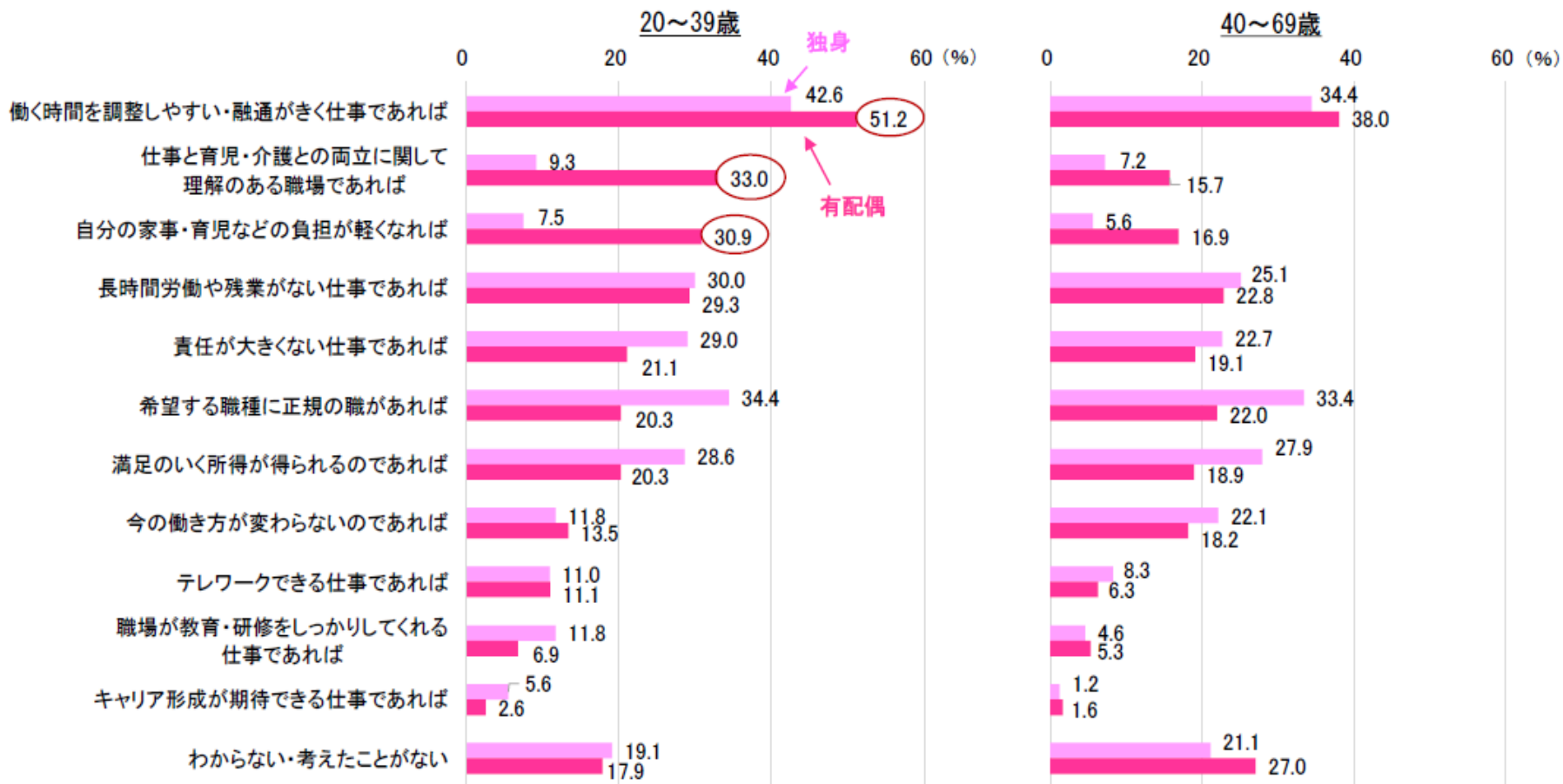
2. 就業率は、「就業者」 / 「15歳以上人口」 × 100。

3. 正規雇用比率は、「正規の職員・従業員」 / 「15歳以上人口」 × 100。

# <参考> どのような条件であれば「正規雇用労働者」として働きたい？

非正規雇用労働者として働いている有配偶の20～30代女性は、上の年代と比較して、「仕事と育児・介護との両立に関して理解のある職場であれば」、「自分の家事・育児などの負担が軽くなれば」、「働く時間を調整しやすい・融通がきく仕事であれば」正規雇用労働者として働きたいとする割合が大きいです。

<女性、配偶状況別（非正規雇用労働者）>



# 就業調整の理由

最も多い理由は自身で社会保険に加入することを避けるため、次いで税金を支払うことになるのを避けるため、となっています。

## 就業調整の理由

有配偶女性パートタイム労働者のうち、就業調整をしている人が就業調整をする理由には、以下のようなものがあります。

| 就業調整をする理由   | 割合（複数回答）     |
|---|--------------|
| 一定額(130万円)を超えると配偶者の <b>健康保険、厚生年金保険の被扶養者からはずれ、自分で加入しなければならなくなるから</b> | <b>57.3%</b> |
| 自分の所得税の非課税限度額（103万円）を超えると <b>税金を支払わなければならないから</b>                   | <b>49.6%</b> |
| 一定額を超えると配偶者の税制上の配偶者控除が無くなり、 <b>配偶者特別控除が少なくなるから</b>                  | <b>36.4%</b> |
| 一定額を超えると配偶者の会社の <b>配偶者手当がもらえなくなるから</b>                              | <b>15.4%</b> |

【厚生労働省「令和3年パートタイム・有期雇用労働者総合実態調査」より】

# 年収の壁における6つの壁

いわゆる「年収の壁」には大きく6つの壁がありますが、手取り収入や家計への影響度が高いのは、社会保険に関する106万円の壁と130万円の壁です。

- 100万：**住民税課税**  
住民税がかかりはじめる。
- 103万：**所得税課税**  
所得税がかかりはじめる。
- 106万：**ご自身に社会保険加入義務が発生**  
※勤務先の企業規模やご自身の労働時間等による。 **大** 影響度
- 130万：**夫の社会保険扶養から外れる** ※60歳以上の方は、180万  
ご自身で新たに勤務先の社会保険に加入する必要がある。 **大** 影響度
- 150万：**所得税配偶者特別控除が満額受けられなくなる**  
ご自身の収入が増えるにしたがって夫の控除額が段階的に減っていく。
- 201万：**所得税配偶者特別控除がなくなる**  
ご自身の年収が201.6万円を超えると、夫の配偶者特別控除がゼロになる。

# 年収増に伴う税・社会保険料の有無 まとめ

ご自身（妻）と夫、それぞれの手取り額に影響してきます。

| 年収      | 妻の手取りに影響するもの |       |                 | 夫の手取りに影響するもの |         |
|---------|--------------|-------|-----------------|--------------|---------|
|         | 住民税          | 所得税   | 社会保険料           | 配偶者控除        | 配偶者特別控除 |
| 100万円以下 | かからない        |       |                 | 受けられる        | 受けられない  |
| 100万円超  | かかる          | かからない |                 |              |         |
| 103万円超  | かかる          |       | かからない           | 受けられない       | 受けられる   |
| 106万円以上 |              |       | かかる場合あり(注)      |              |         |
| 130万円以上 |              |       | かかる(夫の扶養からも外れる) |              |         |
| 150万円超  |              |       |                 |              |         |
| 201万円超  |              |       |                 |              |         |

# 年収の壁①100万円の壁

年収が100万円を超えると、超えた部分に対して住民税が発生することになり、その分の手取り額に影響が出てきます。

## ■ご自身の手取り額の変化

| a.収入（年収）      | 1,000,000 | 1,010,000 | （差額）   |
|---------------|-----------|-----------|--------|
| b.社会保険料       | 0         | 0         | +0     |
| c.所得税         | 0         | 0         | +0     |
| d.住民税         | 0         | 8,000     | +0.8万円 |
| e.控除合計（b+c+d） | 0         | 8,000     | +0.8万円 |
| f.手取り額（a-e）   | 1,000,000 | 1,002,000 | +0.2万円 |

住民税が発生

住民税分、収入が減ります。

# 年収の壁②103万円の壁

年収が103万円を超えると、超えた部分に対して所得税も発生することになり、その分の手取り額に影響が出てきます。

## ■ご自身の手取り額の変化

| a.収入（年収）      | 1,030,000 | 1,040,000 | （差額）   |
|---------------|-----------|-----------|--------|
| b.社会保険料       | 0         | 0         | +0     |
| c.所得税         | 0         | 511       | +0.1万円 |
| d.住民税         | 10,000    | 11,000    | +0.2万円 |
| e.控除合計（b+c+d） | 10,000    | 11,511    | +0.2万円 |
| f.手取り額（a-e）   | 1,020,000 | 1,028,489 | +0.8万円 |

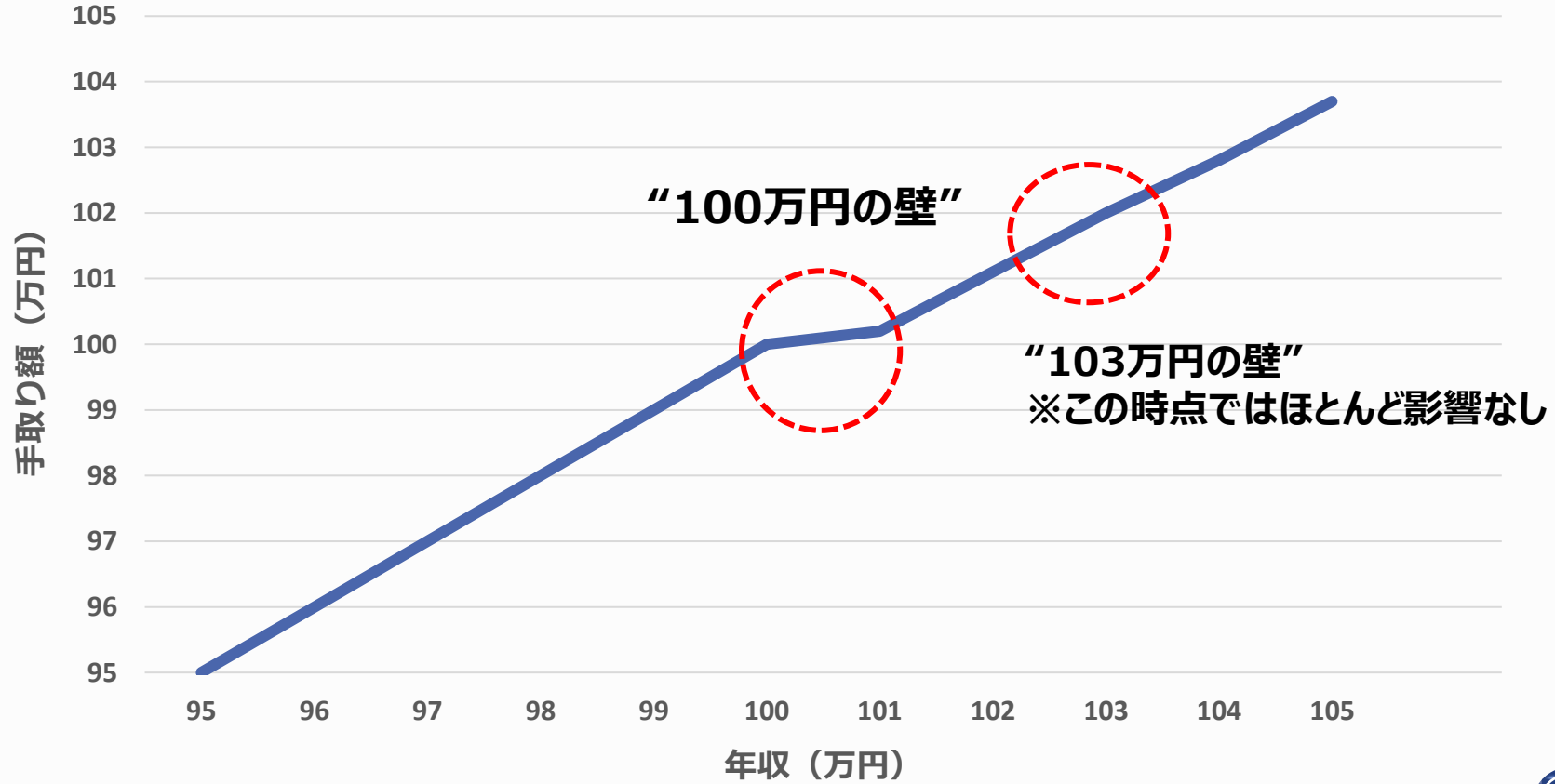
住民税に加え、所得税も発生

所得税と住民税分、収入が減ります。

# 100万円の壁・103万円の壁と手取り額の変化

「壁」を超えると手取り額への影響はあるものの、超えた直後の影響度は非常に限定的で、超える前の手取り額が減少してしまいうことはありません。

<100万円・103万円の壁 手取り額変化イメージ>



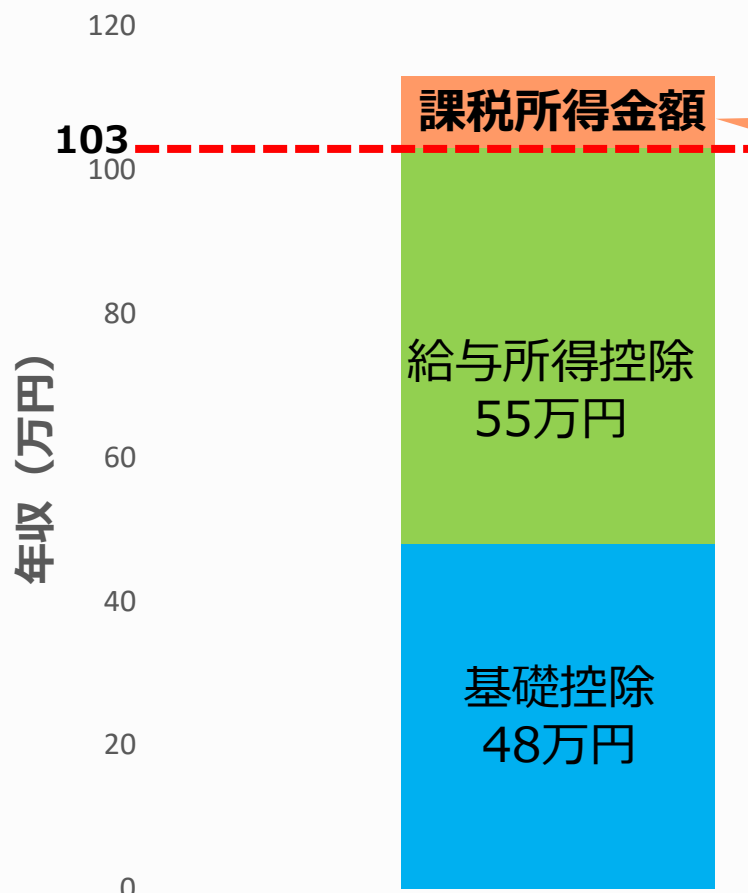


# <参考> 所得税の課税所得金額について

※課税所得金額約195万円以下の場合

年収から基礎控除（48万円）と給与所得控除（55万円）の合計103万円を引いた課税対象額に、税率（5%）を掛けると所得税額となります。

## <所得税の課税対象>



$$\text{所得税額} = \text{課税対象額} \times \text{税率 (5\%)}$$

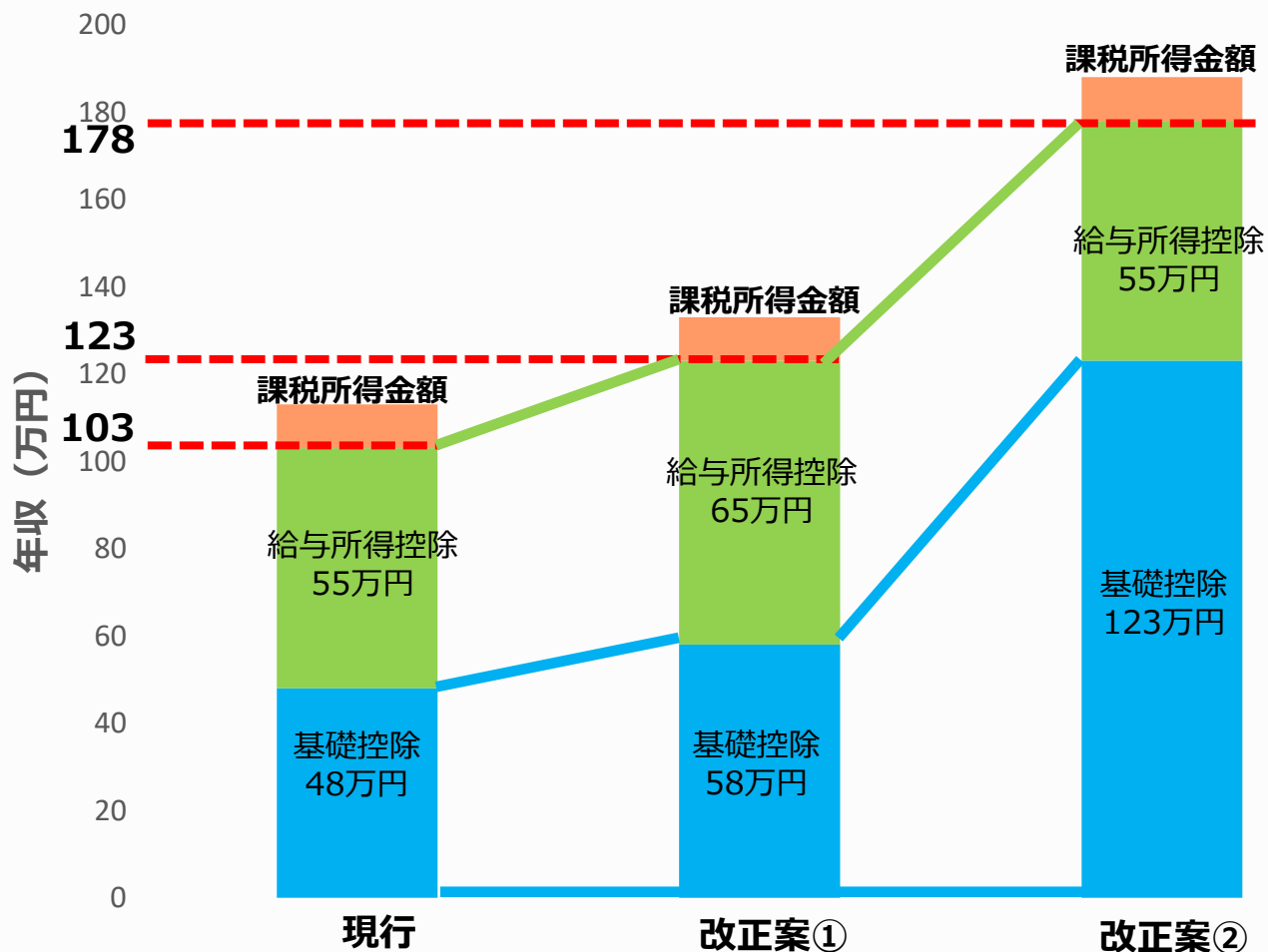
## <例>

- ・年収104万円の場合  
課税対象額10,000円  $\times$  5% = 500円
- ・年収110万円の場合  
課税対象額70,000円  $\times$  5% = 3,500円
- ・年収120万円の場合  
課税対象額170,000円  $\times$  5% = 8,500円

## <参考> 103万円の壁を取り払う検討について

手取り収入を増やすため、現行の基礎控除（48万円）や給与所得控除（55万円）を引き上げ、所得税発生ラインを引き上げる案が検討されています。

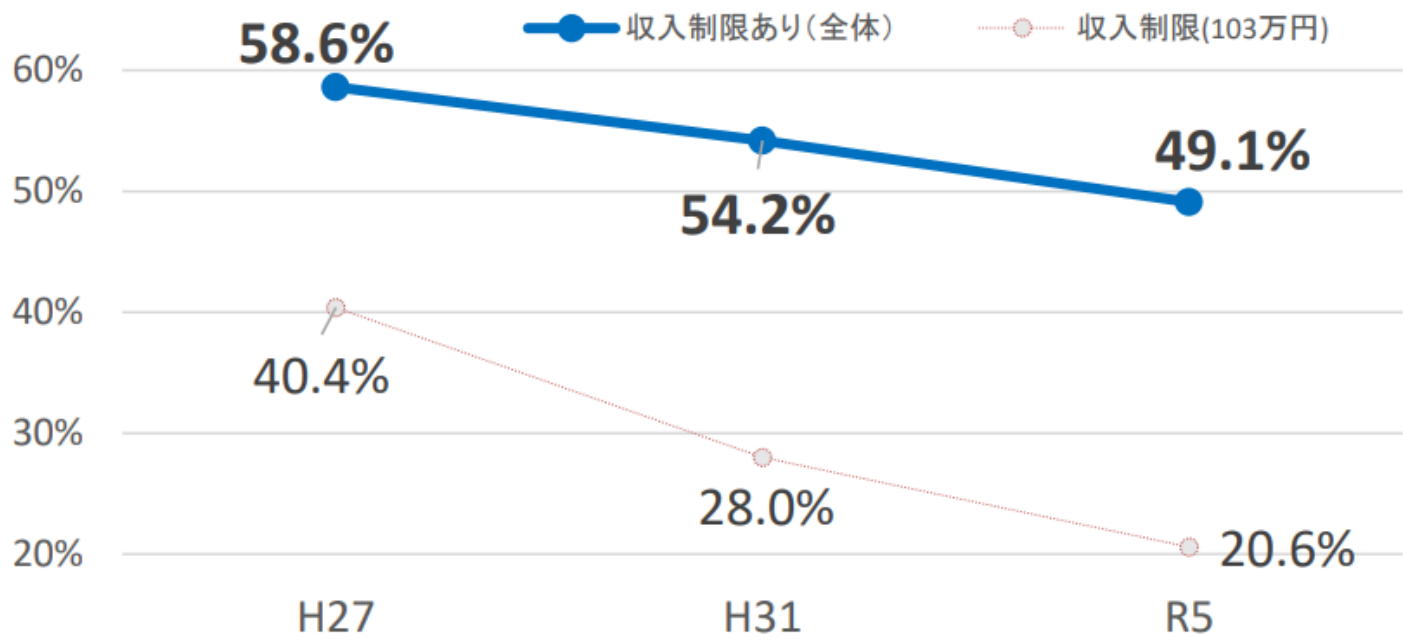
### <所得税の課税対象>



# もうひとつの103万円の壁

いわゆる「配偶者手当」を支給する会社、とりわけ「妻の年収103万円以下」を支給の要件とする会社は減ってきていますが、それでもまだ少なくないです。

### 民間企業における「配偶者手当」の支給状況



資料出所：職種別民間給与実態調査を基に作成

出典：厚労省

# 国（厚労省）の支援


東京都では、配偶者手当を見直す企業に奨励金を交付しています。

「年収の壁」対策を実施して未来の社会づくりに貢献

## 「年収の壁」対策支援奨励金

配偶者の収入要件がある家族手当を見直す企業に**奨励金**を交付

第7回 事前エントリー受付期間  
令和6年11月30日☑まで

 [事前エントリーはこちら](#)

1事業主あたり奨励金 10万円を交付！

募集企業数

100社×年10回募集

事前エントリー受付期間

令和6年5月15日(水)～令和7年2月28日(金)

リンク：[令和6年度「年収の壁」対策支援奨励金](#)

出典：東京都しごと財団

# 社会保険の保険料について

## 令和6年3月分(4月納付分)からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表

- ・健康保険料率: 令和6年3月分～ 適用
- ・厚生年金保険料率: 平成29年9月分～ 適用
- ・介護保険料率: 令和6年3月分～ 適用
- ・子ども・子育て拠出金率: 令和2年4月分～ 適用

会社との折半となっているため、負担は軽い。

(東京都)

(単位: 円)

| 標準報酬   |         | 報酬月額    |           | 全国健康保険協会管掌健康保険料     |         |                    |         | 厚生年金保険料(厚生年金基金加入員を除く) |           |
|--------|---------|---------|-----------|---------------------|---------|--------------------|---------|-----------------------|-----------|
|        |         |         |           | 介護保険第2号被保険者に該当しない場合 |         | 介護保険第2号被保険者に該当する場合 |         | 一般、坑内員・船員             |           |
| 等級     | 月額      |         |           | 9.98%               |         | 11.58%             |         | 18.300%※              |           |
|        |         | 円以上     | 円未満       | 全額                  | 折半額     | 全額                 | 折半額     | 全額                    | 折半額       |
| 1      | 58,000  | ~       | 63,000    | 5,788.4             | 2,894.2 | 6,716.4            | 3,358.2 |                       |           |
| 2      | 68,000  | 63,000  | ~ 73,000  | 6,786.4             | 3,393.2 | 7,874.4            | 3,937.2 |                       |           |
| 3      | 78,000  | 73,000  | ~ 83,000  | 7,784.4             | 3,892.2 | 9,032.4            | 4,516.2 |                       |           |
| 4(1)   | 88,000  | 83,000  | ~ 93,000  | 8,782.4             | 4,391.2 | 10,190.4           | 5,095.2 | 16,104.00             | 8,052.00  |
| 5(2)   | 98,000  | 93,000  | ~ 101,000 | 9,780.4             | 4,890.2 | 11,348.4           | 5,674.2 | 17,934.00             | 8,967.00  |
| 6(3)   | 104,000 | 101,000 | ~ 107,000 | 10,379.2            | 5,189.6 | 12,043.2           | 6,021.6 | 19,032.00             | 9,516.00  |
| 7(4)   | 110,000 | 107,000 | ~ 114,000 | 10,978.0            | 5,489.0 | 12,738.0           | 6,369.0 | 20,130.00             | 10,065.00 |
| 8(5)   | 118,000 | 114,000 | ~ 122,000 | 11,776.4            | 5,888.2 | 13,664.4           | 6,832.2 | 21,594.00             | 10,797.00 |
| 9(6)   | 126,000 | 122,000 | ~ 130,000 | 12,574.8            | 6,287.4 | 14,590.8           | 7,295.4 | 23,058.00             | 11,529.00 |
| 10(7)  | 134,000 | 130,000 | ~ 138,000 | 13,373.2            | 6,686.6 | 15,517.2           | 7,758.6 | 24,522.00             | 12,261.00 |
| 11(8)  | 142,000 | 138,000 | ~ 146,000 | 14,171.6            | 7,085.8 | 16,443.6           | 8,221.8 | 25,986.00             | 12,993.00 |
| 12(9)  | 150,000 | 146,000 | ~ 155,000 | 14,970.0            | 7,485.0 | 17,370.0           | 8,685.0 | 27,450.00             | 13,725.00 |
| 13(10) | 160,000 | 155,000 | ~ 165,000 | 15,968.0            | 7,984.0 | 18,528.0           | 9,264.0 | 29,280.00             | 14,640.00 |
| 14(11) | 170,000 | 165,000 | ~ 175,000 | 16,966.0            | 8,483.0 | 19,686.0           | 9,843.0 | 31,110.00             | 15,555.00 |

自己負担額 (全額の1/2)

※協会けんぽ保険料表

11.58% (健康保険料・介護保険料) + 18.3% (厚生年金保険料) = 約30%  
 →この約30%を事業者と折半するため、自己負担額は報酬額の約15%となります。

※40歳未満の場合は、介護保険料負担がないため、約14%

# 年収の壁③106万円の壁 ※厚生年金加入者が51人以上の企業等にお勤めの方

年収約106万円以上など条件を満たすとご自身も社会保険に加入することになり、社会保険料（年収の約15%）が発生します。その分、手取り額は減少します。

## ■ご自身の手取り額の変化

| a.収入（年収）      | 1,050,000 | 1,060,000 | （差額）     |
|---------------|-----------|-----------|----------|
| b.社会保険料       | 0         | 157,764   | +約15.8万円 |
| c.所得税         | 1,000     | 0         | -約0.1万円  |
| d.住民税         | 11,000    | 5,000     | -約0.6万円  |
| e.控除合計（b+c+d） | 12,000    | 162,764   | +約15.1万円 |
| f.手取り額（a-e）   | 1,038,000 | 897,236   | -約14.1万円 |

社会保険料が発生（年収の約15%）

所得税と住民税は減る

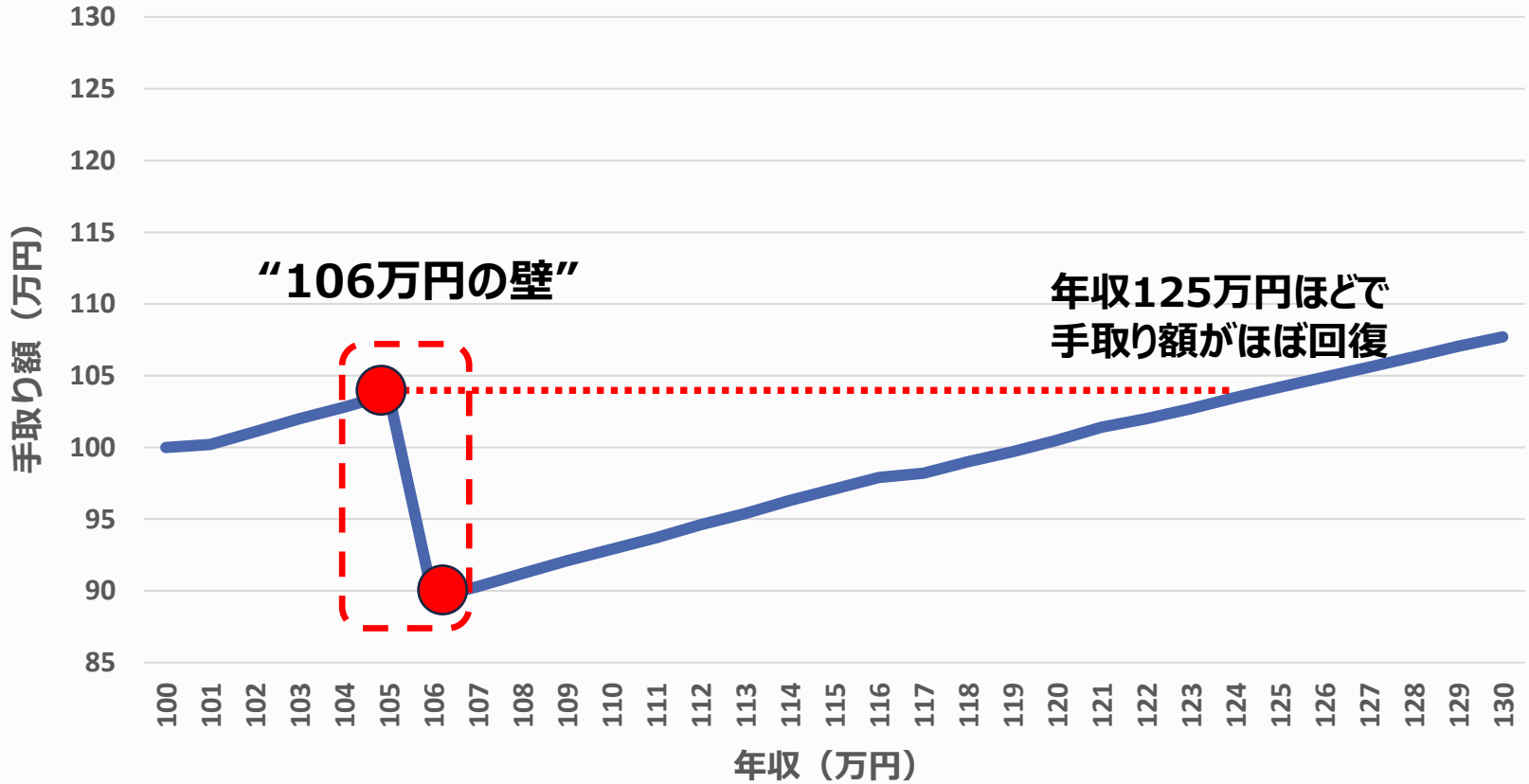
手取り額が14万円ほど減ってしまう

# 106万円の壁と手取り額の変化

※厚生年金加入者が51人以上の企業等にお勤めの方

社会保険加入に伴い手取り額は15%近く減り、その後は年収の増加に合わせて手取り額も回復に向かいます。（年収約125万円ではほぼ回復）

<106万円の壁 手取り額変化イメージ>



# 年収の壁④130万円の壁 ※厚生年金加入者が51人未満の企業等にお勤めの方

年収130万円以上で夫の扶養から外れてご自身で社会保険等に参加することになり、社会保険料（年収の約15%）が発生します。その分、手取り額は減少します。

## ■ご自身の手取り額の変化

| a.収入（年収）      | 1,290,000 | 1,300,000 | （差額）     |
|---------------|-----------|-----------|----------|
| b.社会保険料       | 0         | 197,208   | +約19.7万円 |
| c.所得税         | 13,000    | 3,600     | -約0.9万円  |
| d.住民税         | 33,500    | 14,600    | -約1.9万円  |
| e.控除合計（b+c+d） | 46,500    | 215,408   | +約16.9万円 |
| f.手取り額（a-e）   | 1,243,500 | 1,084,592 | -約15.9万円 |

社会保険料が発生（年収の約15%）

所得税と住民税は減る

手取り額が16万円ほど減ってしまう

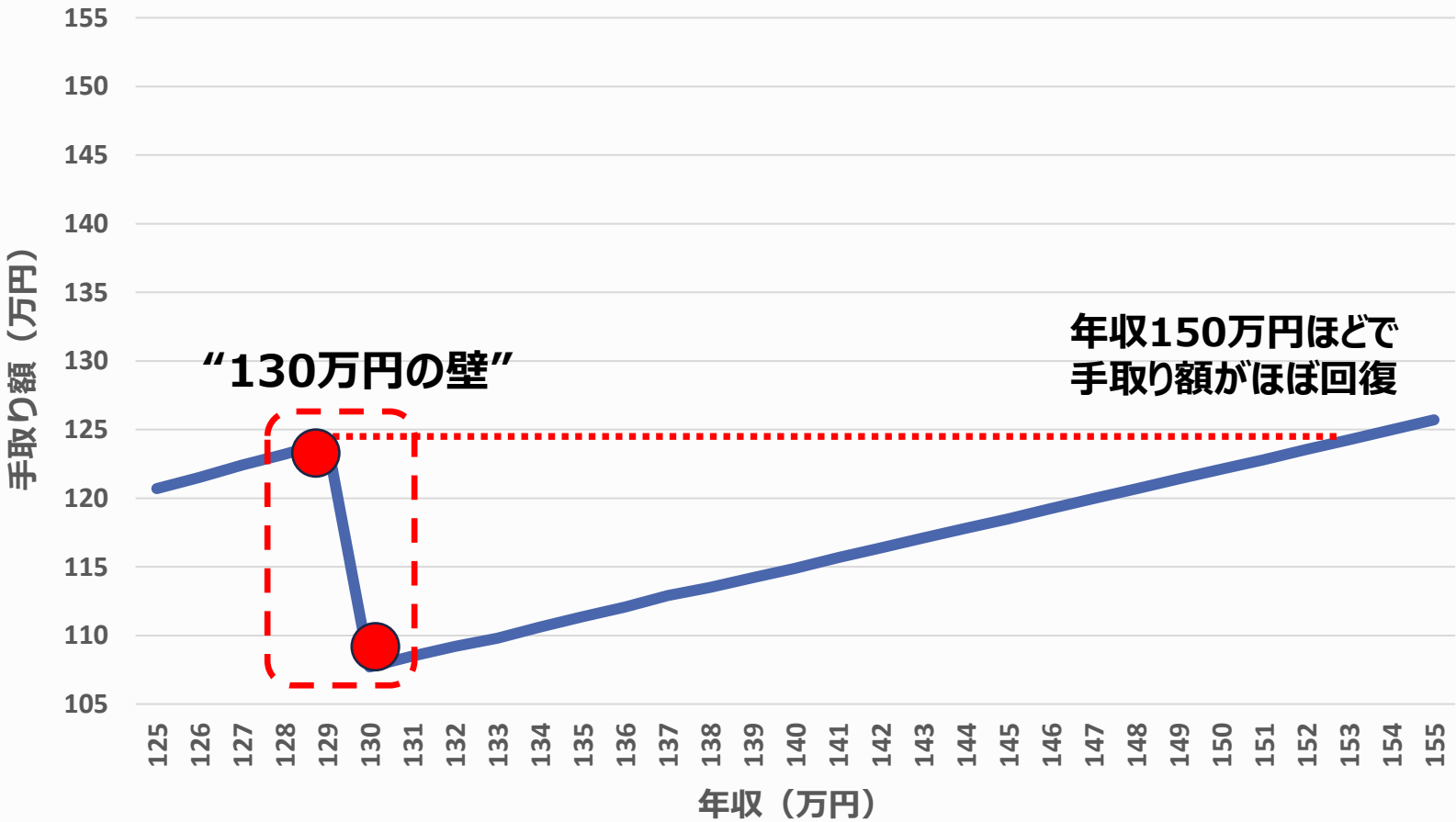


# 130万円の壁と手取り額の変化

※厚生年金加入者が51人未満の企業等にお勤めの方

社会保険等加入に伴い手取り額は15%程度減り、その後は年収の増加に合わせて手取り額も回復に向かいます。（年収約150万円ではほぼ回復）

＜130万円の壁 手取り額変化イメージ＞



# 年収の壁⑤150万円の壁

年収が150万円を超えると、夫の所得税・住民税の配偶者特別控除の段階的な縮小が始まります。夫の給与にかかる所得税・住民税が少しずつ上がり始めます。

## ■ご自身の収入が150万円→151万円になった際の夫の手取り額の変化

|                |           |           |         |
|----------------|-----------|-----------|---------|
| a.配偶者（夫）の収入    | 5,000,000 | 5,000,000 | (差額)    |
| b.社会保険料        | 777,000   | 777,000   | +0      |
| c.所得税          | 98,169    | 99,190    | +約0.1万円 |
| d.住民税          | 207,300   | 209,300   | +約0.2万円 |
| e.控除合計 (b+c+d) | 1,082,469 | 1,085,490 | +約0.3万円 |
| f.手取り額 (a-e)   | 3,917,531 | 3,914,510 | -約0.3万円 |

夫の年収は変わらないと想定

所得税・住民税が少しだけ増加

所得税・住民税の増加分、収入が少しだけ減ります。

# 年収の壁⑥201万円の壁

年収が201万円を超えると、夫の所得税・住民税の配偶者特別控除が完全になくなります。夫の給与にかかる所得税・住民税が少しだけ上がります。

## ■ご自身の収入が201万円→202万円になった際の夫の手取り額の変化

|               |           |           |         |
|---------------|-----------|-----------|---------|
| a.配偶者（夫）の収入   | 5,000,000 | 5,000,000 | (差額)    |
| b.社会保険料       | 777,000   | 777,000   | +0      |
| c.所得税         | 132,526   | 135,589   | +約0.3万円 |
| d.住民税         | 237,300   | 240,300   | +約0.3万円 |
| e.控除合計（b+c+d） | 1,146,826 | 1,152,889 | +約0.6万円 |
| f.手取り額（a-e）   | 3,853,174 | 3,847,111 | -約0.6万円 |

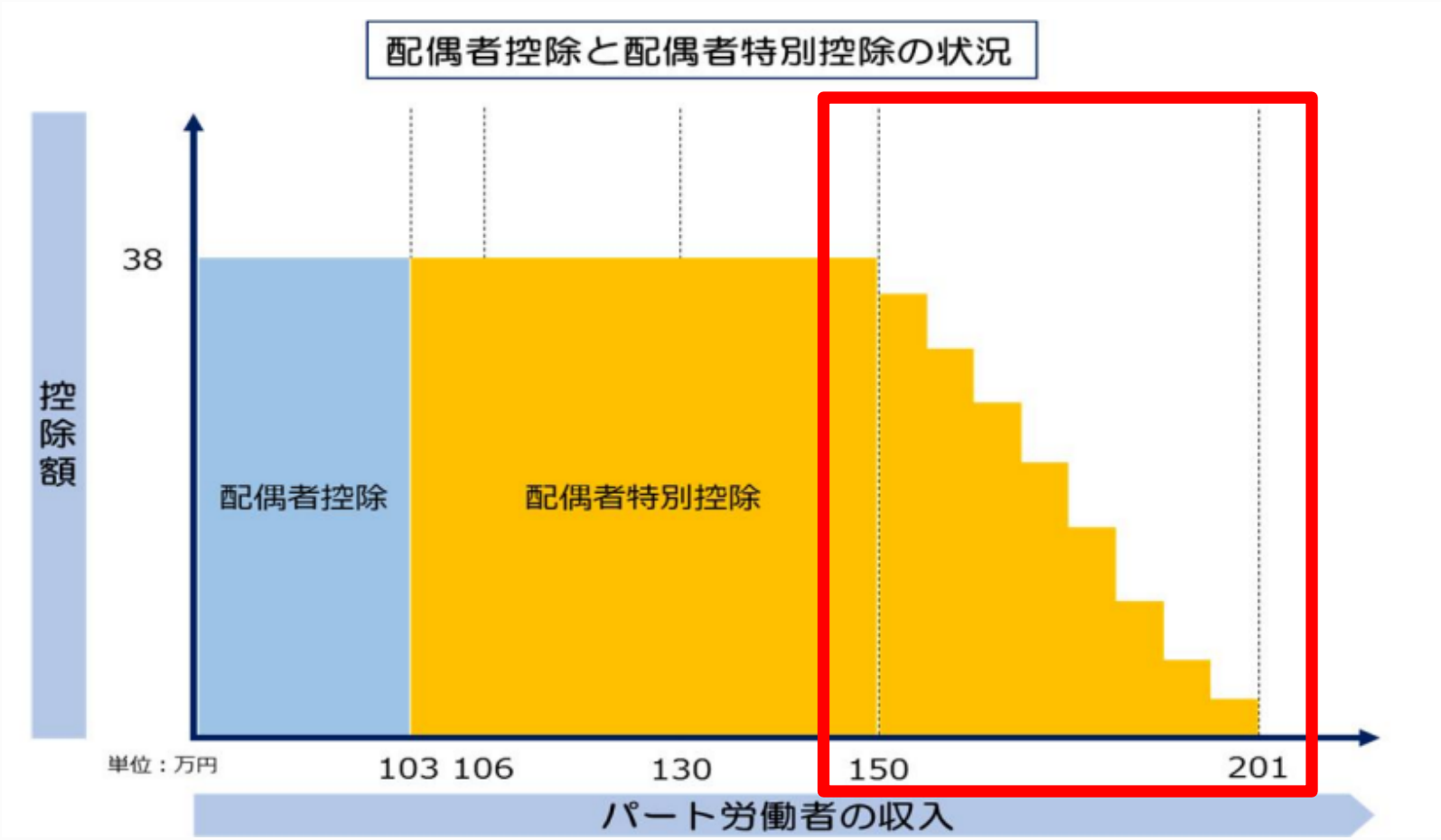
夫の年収は変わらないと想定

所得税・住民税が少しだけ増加

所得税・住民税の増加分、収入も少し減ります。

# 150万円の壁と201万円の壁 控除額の縮小イメージ

ご自身（妻）の年収が150万円を超えると、夫にかかる控除額の減少が始まり、201万円を超えると完全に無くなります。



出典：厚労省

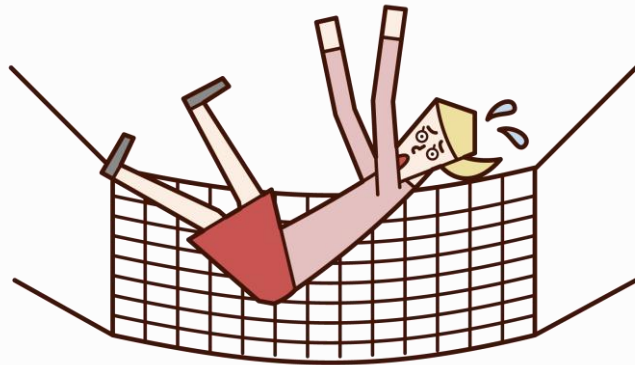
1. 年収の壁とは？？
2. **(狭義の) 社会保険について**
  - 社会保障の全体図
  - (狭義の) 社会保険の種類
3. (狭義の) 社会保険のメリット～医療について～
  - 傷病手当金
  - 出産一時金
4. (狭義の) 社会保険のメリット～年金について～
  - ①老齢年金
  - ②障害年金
  - ③遺族年金

# そもそも社会保障とはなぜあるのか？

社会保障制度は、国民の「安心」や生活の「安定」を守り、同時に一人一人の自己実現とそれによる社会の活力や経済の発展を支えるセーフティネットです。

## 社会保障 = セーフティネット

- けがや病気や失業に見舞われた時、また高齢になって働けなくなったときに家計や生活が大きく破壊されないように守ります。
- また、誰もが思い切ってチャレンジするのを支える役割を担っています。  
(安心があるからこそ、チャレンジできる)



# 社会保障の全体図

①社会保険、②社会福祉、③公的扶助、④保健医療・公衆衛生の4つから成り、国民の生活を生涯にわたって支えるものです。

## 社会保障制度

### ① (広義の) 社会保険

病気、けが、出産、死亡、老齢、障害、失業など生活の困難をもたらす色々な事故に遭った場合に一定の給付を行い、その生活の安定を図ることを目的にした**強制加入**の保険制度。

年金、医療、介護、失業などの保険

### ② 社会福祉

障害者、母子家庭など社会生活を送るうえで様々なハンディキャップを追っている国民が、そのハンディキャップを克服して、**安心して社会生活を営めるよう**、公的な支援を行う制度。

高齢者や障害者の福祉、児童福祉など

### ③ 公的扶助

生活に困窮する国民に対して、**最低限度の生活を保障し**、自立を助けようとする制度。

生活保護制度

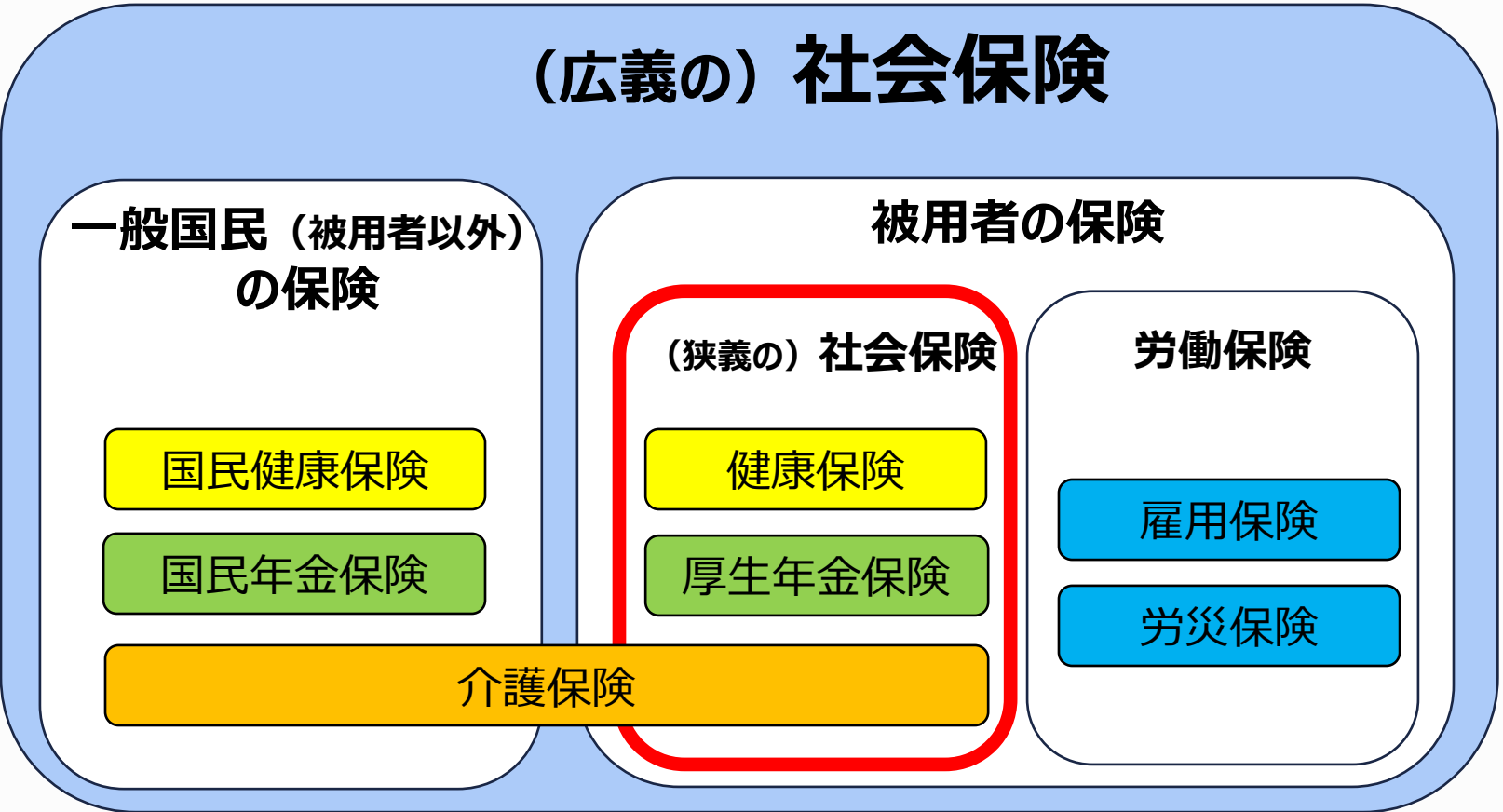
### ④ 保健医療・公衆衛生

国民が健康に生活できるよう様々な事項についての**予防、衛生のための**制度。

医療サービス  
疾病予防や健康づくり等の保健事業  
母子保健  
食品等の公衆衛生など

# 社会保険の分類

会社や役所にお勤めの方々（被用者）の年収の壁に直接かかわる「（狭義の）社会保険」は、健康保険・厚生年金保険・介護保険の3つからなります。





## (狭義の) 社会保険の種類

健康保険、厚生年金保険、介護保険の3つから成ります。



### 健康保険

病気やけがをしたら、  
誰もが安心して医療に  
かけられるための保険



### 厚生年金保険

高齢者・障害者・遺族  
の生活を所得面から  
補償するための保険



### 介護保険

加齢に伴い要介護状態  
になった人を社会全体で  
支えるための保険

1. 年収の壁とは？？
2. (狭義の) 社会保険について
  - 社会保障の全体図
  - (狭義の) 社会保険の種類
3. (狭義の) 社会保険のメリット～医療について～
  - 傷病手当金
  - 出産一時金
4. (狭義の) 社会保険のメリット～年金について～
  - ①老齢年金
  - ②障害年金
  - ③遺族年金

# (狭義の) 社会保険の医療メリット

①傷病手当金と②出産手当金の2つがあります。いずれも休業補償となり、病気やケガ、出産で働けない間の貴重な収入源となってくれます。

## ✓ 医療メリット

📺 1分で分かる! 動画はこちら >>>



① 傷病手当金 …… 業務外の病気やけがで会社を休んだ場合、(医師の意見書が必要)



4日目から、最大1年6ヶ月、給与の2/3の金額が受け取れます。\*1

病気またはけがが発生



\*1 支給額の例 | 30日休んだ場合は58,860円支給 / 1日あたり2,180円(非課税) \*月額給与98,000円の場合

② 出産手当金 …… 出産のため会社を休んだ場合、出産の日以前42日から出産の日後56日までの期間



給与の2/3の金額が受け取れます。\*2

出産



休んだ日数に応じて支給(土日休も含む)

\*2 支給額の例 | 98日休んだ場合は213,640円支給 / 1日あたり2,180円(非課税) \*月額給与98,000円の場合

# 医療メリット①傷病手当金の計算例

通算1年6か月にわたって給料の3分の2程度の金額がもらえます。

■ 1日当たり金額：標準報酬月額※÷30日×(2/3)

※正確には支給開始日の以前12ヵ月間の各標準報酬月額を平均した額

<例> 標準報酬月額が126,000円だと、  
126,000円÷30日×2/3 = 1日あたり2,800円

⇒仮に30日間休んだ場合は、2,800円×30日 = 84,000円

■ 支給期間：病気やけがで休んだ期間のうち、最初の3日（「待期」）を除き、4日目から最大で1年6か月まで支給されます。

<イメージ>



# 医療メリット②出産手当金の計算例

産前42日から産後56日までにあわせて給料の3分の2程度の金額がもらえます。

■ 1日あたり金額：標準報酬月額※÷30日×(2/3)

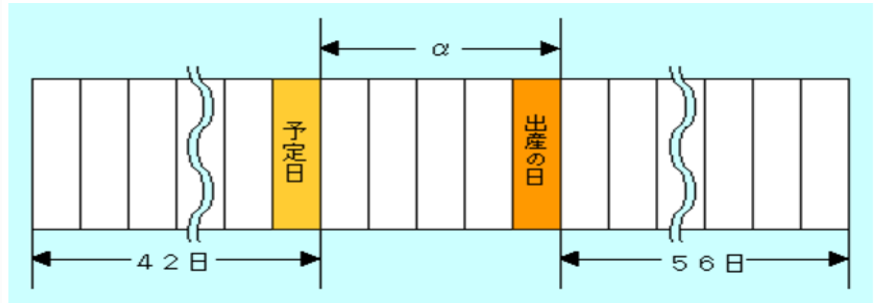
※正確には支給開始日の以前12ヵ月間の各標準報酬月額を平均した額

<例> 標準報酬月額が126,000円だと、  
 $126,000円 \div 30日 \times 2/3 = 1日あたり \underline{2,800円}$

⇒仮に90日間休んだ場合は、 $2,800円 \times 90日 = \underline{252,000円}$

■ 支給期間：出産日以前42日（多胎妊娠の場合は98日）から出産日の翌日以降56日まで支給されます。なお、実際の出産日が出産予定日より遅れても、遅れた日数も+aとして支給されます。

<イメージ>



1. 年収の壁とは？？
  
2. (狭義の) 社会保険について
  - 社会保障の全体図
  - (狭義の) 社会保険の種類
  
3. (狭義の) 社会保険のメリット～医療について～
  - 傷病手当金
  - 出産一時金
  
4. (狭義の) 社会保険のメリット～年金について～
  - ①老齢年金
  - ②障害年金
  - ③遺族年金

## (狭義の) 社会保険の年金制度の概要

(狭義の) 社会保険の年金には、①老齢・②障害・③遺族の3種類があります。

### ①老齢年金

年金加入者の老後の保障として給付される年金のことです。原則として65歳になったときに支給が始まり、生涯にわたって受け取ることができます。

### ②障害年金

病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に給付される年金です。現役世代の方も受給できます。

### ③遺族年金

被保険者が亡くなったときに、その方によって生計を維持されていた遺族が受けることができる年金です。「被保険者であった方」の死亡の場合でも受給できます。

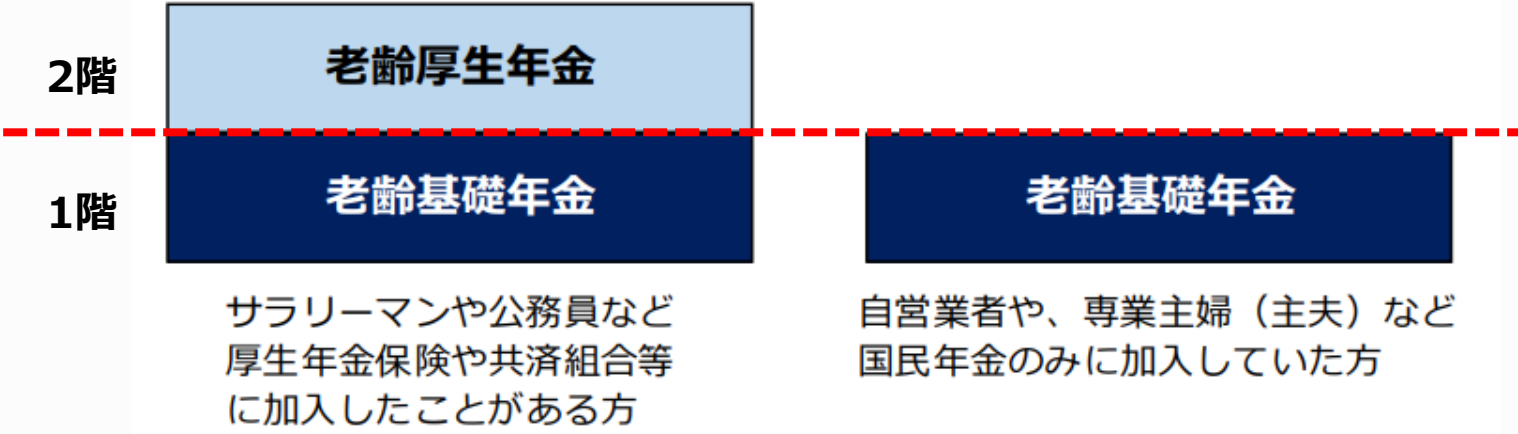


# ① 老齢年金について

公的年金制度の加入者であった方の老後の保障として、原則として65歳になったときに支給が始まり、生涯にわたって受け取ることができます。

## <老齢年金の構造>

2階建てとなっており、加入していた年金制度により「老齢基礎年金」と厚生年金保険の「老齢厚生年金」が支給されます。



## 老齢年金の年金額

- ・基礎年金：満額で年額816,000円（月額68,000円） ※令和6年度 67歳以下の方
- +
- ・厚生年金：加入していた時の報酬額や加入期間等に応じて計算。（後述）



# ① 老齢年金について

例えば、年間給与額120万円で25年間厚生年金に加入すると・・・  
厚生年金分が月額で12,400円、生涯にわたり加算されます。

### 増える報酬比例部分の年金額(月額)の目安

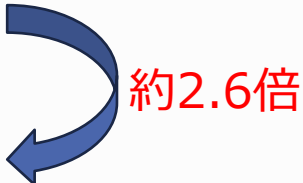
| 年間給与<br>加入期間 | 120万円          | 150万円   | 200万円   | 250万円   | 300万円   |
|--------------|----------------|---------|---------|---------|---------|
| 1年           | 500円           | 600円    | 800円    | 1,000円  | 1,300円  |
| 5年           | 2,400円         | 3,100円  | 4,300円  | 5,000円  | 6,500円  |
| 10年          | 4,900円         | 6,300円  | 8,600円  | 10,100円 | 13,100円 |
| 15年          | 7,400円         | 9,500円  | 12,900円 | 15,200円 | 19,700円 |
| 20年          | 9,900円         | 12,700円 | 17,200円 | 20,300円 | 26,300円 |
| 25年          | <b>12,400円</b> | 15,900円 | 21,500円 | 25,300円 | 32,900円 |
| 30年          | 14,900円        | 19,100円 | 25,800円 | 30,400円 | 39,500円 |

出典：厚労省

## ① 老齢年金について

厚生年金の加入期間や給与額により年金受給額はそれぞれですが、平均受給額では、基礎年金のみの場合の約2.6倍になっています。

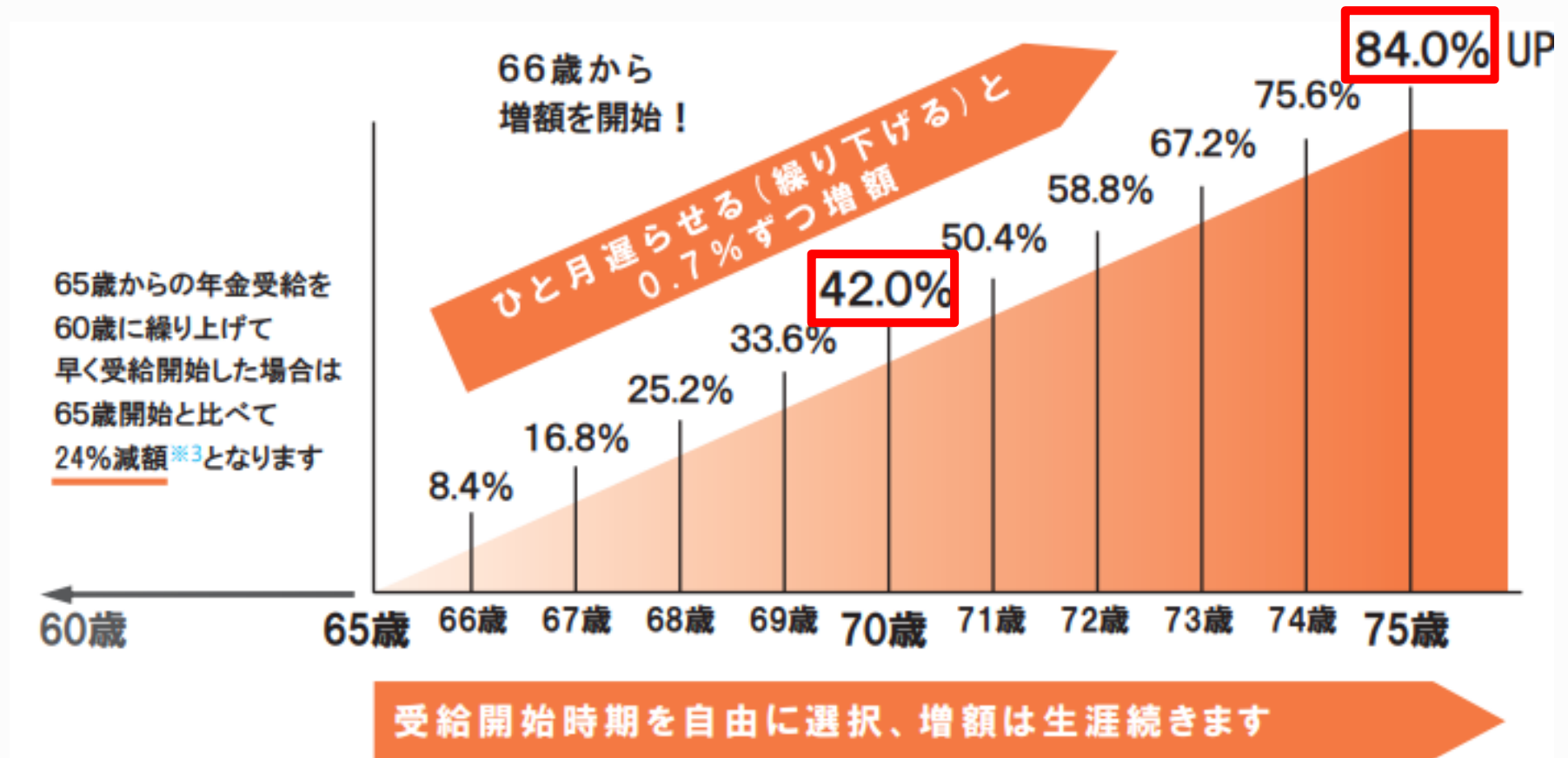
○平均受給月額（令和4年度末）

|          |          |  |
|----------|----------|--|
| ・国民年金加入者 | 56,316円  |  |
| ・厚生年金加入者 | 143,973円 |  |

⇒夫婦それぞれで受給できれば、30万円近い世帯月額収入となる。  
65歳～89歳までの25年間の累計は、1億円近くに上る。

## <参考> 老齢年金受給開始繰り下げについて

年金は65歳から受給できますが、受給開始を繰り下げることにより、受給額を大きく増額できます。(例：70歳開始⇒+42%、75歳開始⇒+84%)



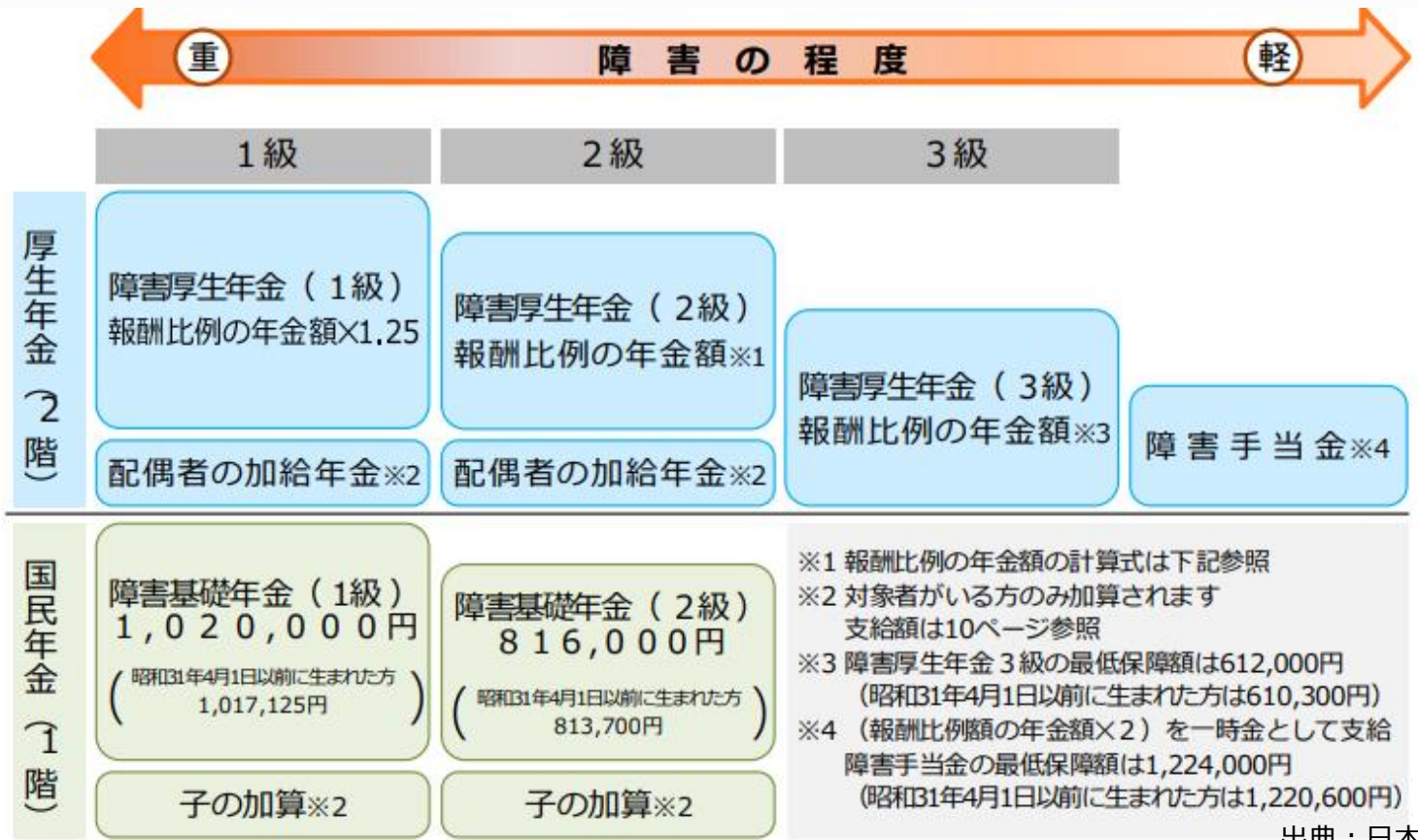
出典：日本年金機構

## ②障害年金について

病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。

### <障害年金の構造>

老齢年金と同じく2階建てとなっており、障害厚生年金の1級・2級に該当する場合は、障害基礎年金もあわせて受け取ることができます。



出典：日本年金機構

## <参考> 障害年金に該当する状態

障害年金が支給される障害の状態に応じて、法令により障害の程度（障害等級 1～3 級）が定められています。\* 身体障害者手帳の等級とは異なります

### 障害の程度 1 級

他人の介助を受けなければ日常生活のことがほとんどできないほどの障害の状態です。身のまわりのことはかろうじてできるものの、それ以上の活動はできない方（または行うことを制限されている方）、入院や在宅介護を必要とし、活動の範囲がベッドの周辺に限られるような方が、1級に相当します。

### 障害の程度 2 級

必ずしも他人の助けを借りる必要はなくても、日常生活は極めて困難で、労働によって収入を得ることができないほどの障害です。例えば、家庭内で軽食をつくるなどの軽い活動はできても、それ以上重い活動はできない方（または行うことを制限されている方）、入院や在宅で、活動の範囲が病院内・家屋内に限られるような方が2級に相当します。

### 障害の程度 3 級

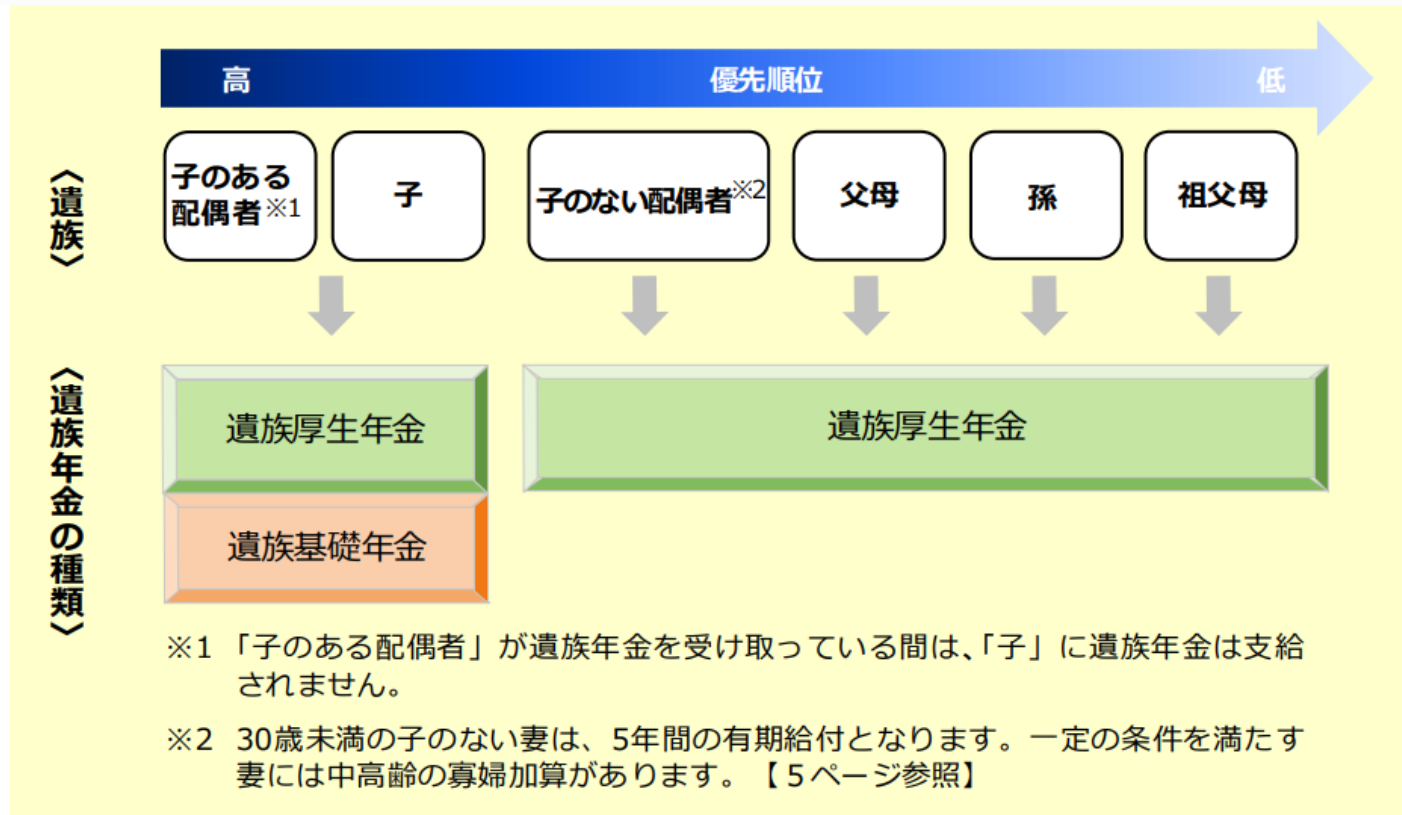
労働が著しい制限を受ける、または、労働に著しい制限を加えることを必要とするような状態です。日常生活にはほとんど支障はないが、労働については制限がある方が3級に相当します。

### ③遺族年金について

一家の働き手の方や年金を受け取っている方などが亡くなられたときに、ご家族に給付される年金です。

#### <遺族年金の構造>

同じく2階建てとなっており、亡くなられた方の年金の加入状況などによって、「遺族基礎年金」「遺族厚生年金」のいずれか、または両方の年金が給付されます。



### ③遺族年金について

遺族基礎年金の年金額は一律で、子の人数に応じた加算があります。遺族厚生年金の年金額は、亡くなった方の厚生年金の加入期間や報酬額に応じます。

#### 遺族基礎年金額

遺族基礎年金の年金額は、一律の額となります。また、子の人数に応じて加算されます。

子のある配偶者が受け取るとき

$$\text{年額}816,000\text{円}^{\ast 1} + (\text{子の加算額})^{\ast 2}$$

子が受け取るとき (次の金額を子の数で割った額が、1人あたりの額となります。)

$$\text{年額}816,000\text{円} + (\text{2人目以降の子の加算額})^{\ast 2}$$

- ※1 昭和31年4月1日以前に生まれた方 …… 年額813,700円
- ※2 1人目および2人目の子の加算額 …… 各 234,800円
- 3人目以降の子の加算額 …………… 各 78,300円

※令和6年度



#### 遺族厚生年金額

$$\text{亡くなられた方の老齢厚生年金の報酬比例部分の約} 3/4 \quad \ast$$

※原則です。様々なパターンがあります。

## <参考> 公的年金シミュレーターを使ってみよう

ご自身の働き方や暮らし方の変化に応じて将来受け取る年金額をカンタンに試算できます。スマホでもすぐにできます。

厚生労働省 使い方動画 Q&A

あなたの年金見込み受給額

(万円)

| 年齢 (歳) | 年金見込み受給額 (万円) |
|--------|---------------|
| 60     | 0             |
| 65     | 156           |
| 70     | 156           |
| 75     | 156           |
| ...    | ...           |

年金見込み受給額 65歳～.....156万円/年

今後の年取 ?

537 万円 - 0 300 900 +

就労完了年齢 ?

60 歳 - 60 65 70 75 以上 +

受給開始年齢 ?

65 歳 - 60 65 70 75 +

\*あなたの年金見込み受給額は生涯受給できます。

NEW!

公的年金シミュレーター

「ねんきん定期便」の二次元コードをスキャンして試算可能



# <参考> 公的年金シミュレーターを使ってみよう

ご自身の働き方や暮らし方の変化に応じて将来受け取る年金額をカンタンに試算できます。スマホでもすぐにできます。

## STEP-1 アクセス方法

「ねんきん定期便」の二次元コードをスマートフォンから読み込む



※「ねんきん定期便」がなくても、働き方・暮らし方を入力して試算できます。

## STEP-2 生年月日を入力し、「試算する」をタップ



生年月日を入力！

「試算する」をタップ！

## STEP-3 年金見込み額の表示

将来受給可能な年金見込み額がグラフで表示されます。

※スライドバーを操作して、年金の受取り開始時期等を簡単に変更できます。

※最後に入力された年金の加入状況により、操作できるスライドバーが異なります。



## STEP-4 ライフプランに応じたシミュレーション

これからの働き方・暮らし方を入力して、様々なライフプランに応じた年金額を試算できます。



## <参考> 公的年金シミュレーターを使ってみよう

ご自身の働き方や暮らし方の変化に応じて将来受け取る年金額をカンタンに試算できます。スマホでもすぐにできます。



年金額を  
見える化  
する

**公 的 年 金**  
シミュレーター

<https://nenkin-shisan.mhlw.go.jp>



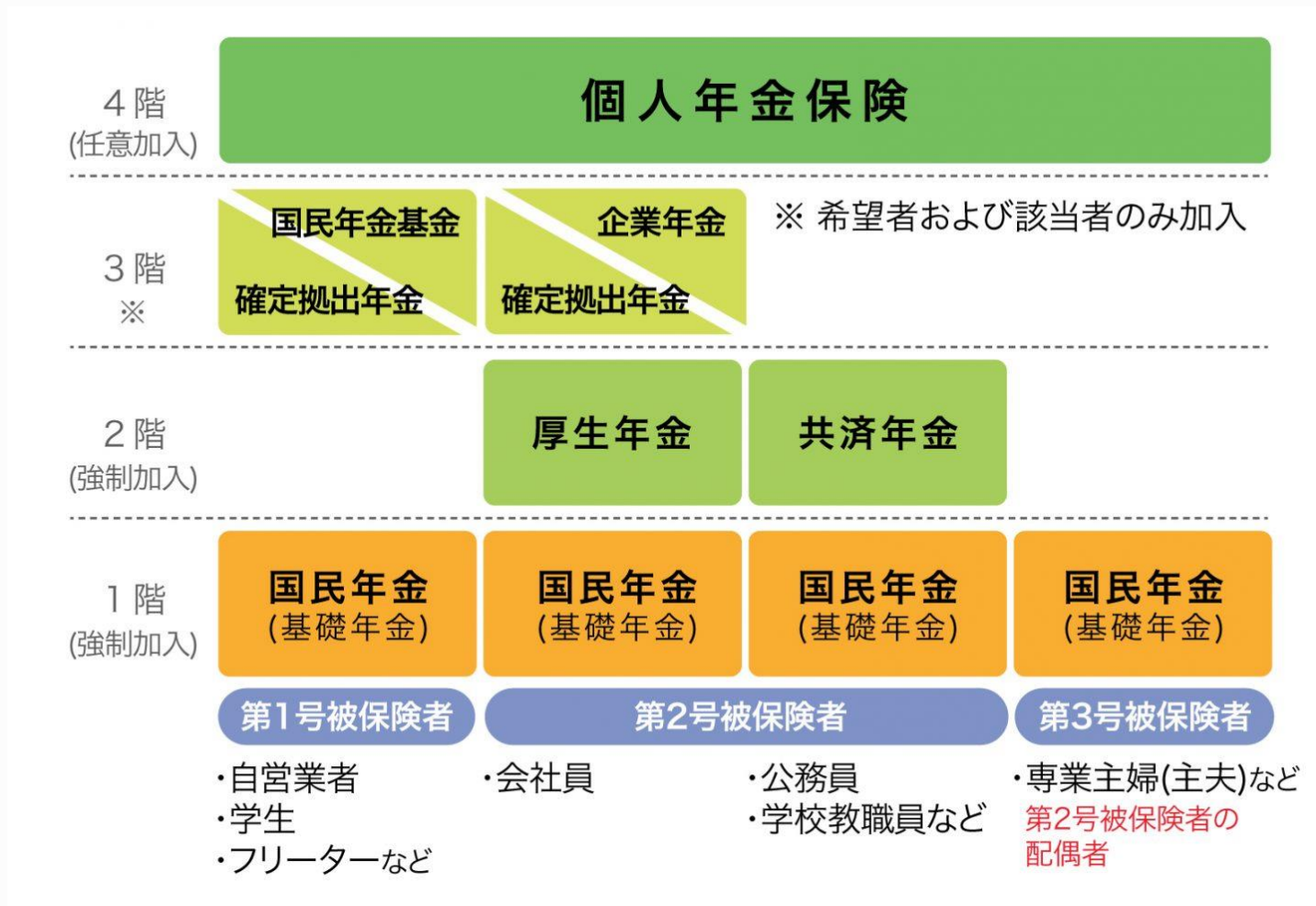
公的年金シミュレーター  
**使 い 方 H P**

[https://www.mhlw.go.jp/stf/kouteki\\_nenkin\\_simulator.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/kouteki_nenkin_simulator.html)

出典：厚労省

## <参考> そのほかの年金制度

基礎年金（1階）、厚生年金（2階）の他に、任意加入や該当者のみ加入の他の年金もあります。



## 東京都による「年収の壁」に関する支援

無料

お気軽にご連絡  
下さい！

### 「年収の壁」に関する個別相談窓口

「年収の壁」に関して電話やメール、オンラインにより相談できる窓口を設置し、  
企業や個人の個別の事情に応じた相談を受け付けます。

回答は社会保険労務士、税理士、ファイナンシャルプランナーが対応！

開設期間

2024年5月9日(木)～2025年3月31日(月)

相談内容

個人の年収100万・103万・106万・130万・150万等、201万までの  
「年収の壁」（税・社会保険等）に関する相談

対象者

・都内在住の方 ・都内勤務の方 ・都内企業（個人事業主含む）



電話で相談

☎ 0120-545-027

受付時間：平日 9:00～17:00

年末年始・祝日を除く

※1回あたり20分まで（回数2回まで）



メールで相談

✉ メール相談フォームはこちら

※2往復まで

※翌営業日にご返信します

（混雑等により遅れる場合があります。）



オンラインで相談

📅 オンライン相談予約はこちら

※1回あたり20分まで（回数2回まで）

# ただいまより10分間 1回目の質疑応答の時間です

- 画面下の「Q&A」ボタンを押し、ご質問をご入力ください。  
(匿名でご質問できます。)

※お時間の制約上、全てのご質問にお答えできかねる点をご了承下さい。

- 適宜、休憩もお取りください。

## 5. (狭義の) 社会保険の加入要件について

- 社保加入済み従業員数51人以上の事業所の場合
- // 51人未満の事業所の場合
- 個人事業主、ダブルワークをしている方、学生の場合

## 6. 2025年 年収の壁に関する税制・年金法改正の最新状況について

- 税制の改正の焦点は2つ
- 年金制度の改正の焦点は5つ
- 今後の方向性は？

## 7. ご自身と家族の「ライフ×キャリア」を考える。

- 就業パターン別世帯生涯収入額の違いについて
- 未来のお金のやりくりは大丈夫？「イフキャリ」を使ってみよう。

## 8. 今後に向けたメッセージ

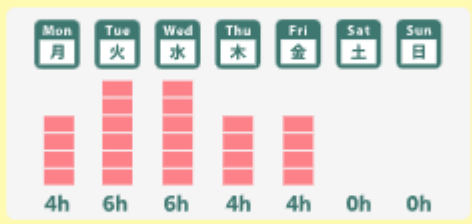
# 社保加入済み従業員数**51人以上**の事業所の場合

4つの基準すべてに当てはまると、社会保険に加入することになります。

## ■ 社会保険加入要件

**“106万円の壁”**

check  週の勤務時間が**20時間以上**



※残業時間は含みません。

check  給与が月額**88,000円以上**



※残 残業代、賞与、通勤手当等は含みません

check  **2ヶ月を超えて働く予定がある**



check  **学生ではない**



※休学中、定時制、通信制の方は、加入対象となります。

## 社保加入済み従業員数**51人未満**の事業所の場合

週30時間以上勤務している方は、社会保険加入となる可能性が高いです。

### 社会保険加入要件

- ☑週の所定労働時間および月の所定労働日数が、  
常時雇用されている従業員の4分の3以上である者

<例>

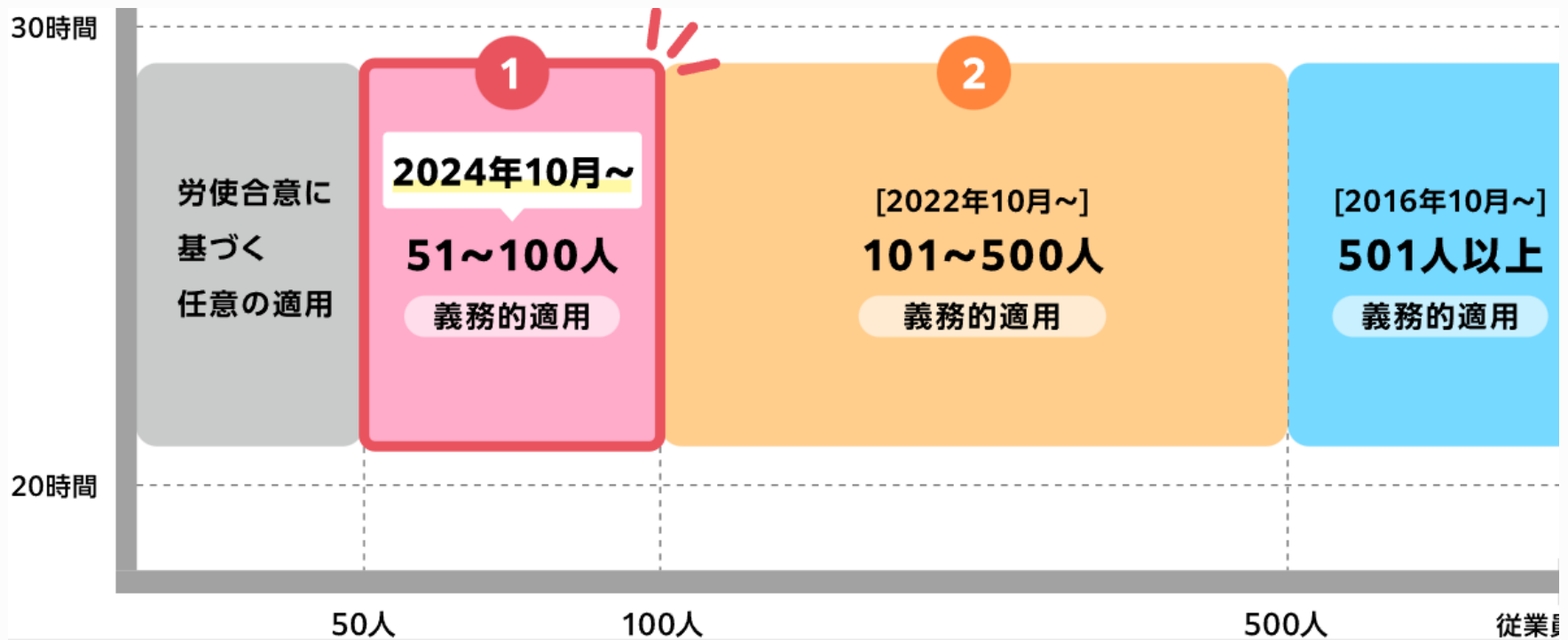
・正社員の所定労働時間が週40時間の場合

⇒週40時間×3/4=30時間 となります。



# 社保加入の義務的運用適用企業の拡大

今まで段階的に拡大してきており、今後、すべての規模の企業に適用される見通しです。



# 国（厚労省）の支援

社会保険加入対象者の急増に対し、国は事業主への支援策を講じています。

令和5.10～

## 106万円の壁への対応

### ◆キャリアアップ助成金 ※省令の改正が必要

キャリアアップ助成金のコースを新設し、短時間労働者が被用者保険（厚生年金保険・健康保険）の適用による手取り収入の減少を意識せず働くことができるよう、労働者の収入を増加させる取組を行った事業主に対して、労働者1人当たり最大50万円の支援を行う。なお、実施に当たり、支給申請の事務を簡素化。

労働者の収入を増加させる取組については、賃上げや所定労働時間の延長のほか、被用者保険適用に伴う保険料負担軽減のための手当（社会保険適用促進手当）として、支給する場合も対象とする。

### ◆社会保険適用促進手当

事業主が支給した社会保険適用促進手当については、適用に当たっての労使双方の保険料負担を軽減するため、新たに発生した本人負担分の保険料相当額を上限として被保険者の標準報酬の算定において考慮しない。

## 130万円の壁への対応

### ◆事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

被扶養者認定基準（年収130万円）について、労働時間延長等に伴う一時的な収入変動による被扶養者認定の判断に際し、事業主の証明の添付による迅速な判断を可能とする。

## 配偶者手当への対応

### ◆企業の配偶者手当の見直しの促進

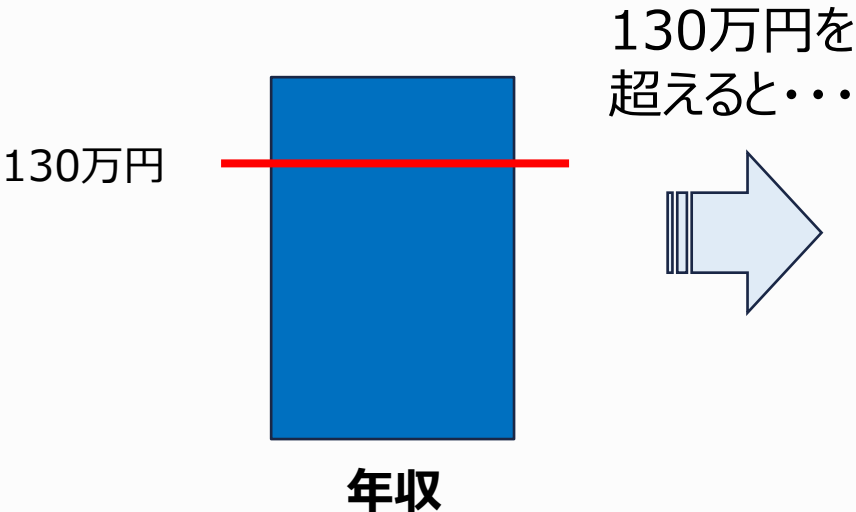
特に中小企業においても、配偶者手当の見直しが進むよう、

- (1) 見直しの手順をフローチャートで示す等  
わかりやすい資料を作成・公表するとともに、
- (2) 中小企業団体等を通じて周知する。

出典：厚労省

# 個人事業主の場合

年間収入が130万円（60歳以上の方は180万円）を超えると、ご自身で国民健康保険、国民年金に加入することになります。



ご自身で、**国民健康保険と国民年金**に加入することになります。



**オプション**

年金については、任意で3階の「国民年金基金」や「個人型確定拠出年金」などに加入することができます。

# 国民健康保険・国民年金の保険料について

事業主と折半になる社会保険と比べ、保険料は高いです。

| 年収    | 被用者の社会保険料 |        |               | 個人事業主等の社会保険料※ |                |               |
|-------|-----------|--------|---------------|---------------|----------------|---------------|
|       | 健康保険      | 厚生年金   | 合計額           | 国民健康保険        | 国民年金           | 合計額           |
| 106万円 | 6.2万円     | 9.6万円  | <b>15.8万円</b> | 5.7万円         | 20.4万円<br>(一律) | <b>26.1万円</b> |
| 130万円 | 7.6万円     | 12.1万円 | <b>19.7万円</b> | 10.9万円        |                | <b>31.3万円</b> |
| 150万円 | 8.8万円     | 13.8万円 | <b>22.6万円</b> | 13.7万円        |                | <b>34.1万円</b> |
| 200万円 | 11.9万円    | 18.7万円 | <b>30.6万円</b> | 20.4万円        |                | <b>40.8万円</b> |

※新宿区の令和6年度の例

# ダブルワークをしている方の場合

1つの事業所ごとに、社会保険加入要件を満たしているかを判定していきます。

| パターン                          | 社会保険加入について  |
|-------------------------------|---|
| ① 2つの事業所双方で、社会保険加入条件を満たしていない。 | <p style="text-align: center;"><u>加入しない。</u></p>  |
| ② 片方の事業所のみ、社会保険加入条件を満たしている。   | <p style="text-align: center;"><u>その片方の事業所で加入する。</u></p> <p>※報酬月額も合算せず、片方の事業所での報酬月額のみが保険料の基準となる。</p>                            |
| ③ 2つの事業所双方で、社会保険加入条件を満たしている。  | <p style="text-align: center;"><u>両方の事業所で加入し、健康保険証はどちらか片方を選択して発行する。</u></p> <p>※報酬月額は合算され、その合算額が保険料の基準となる。→その分、将来の年金額は増えます。</p> |

# 学生の場合

年収103万円を超えると、税制上、親の扶養から外れて親の税金が増えます。また、年収130万円を超えると、親の健康保険組合の扶養からも外れます。

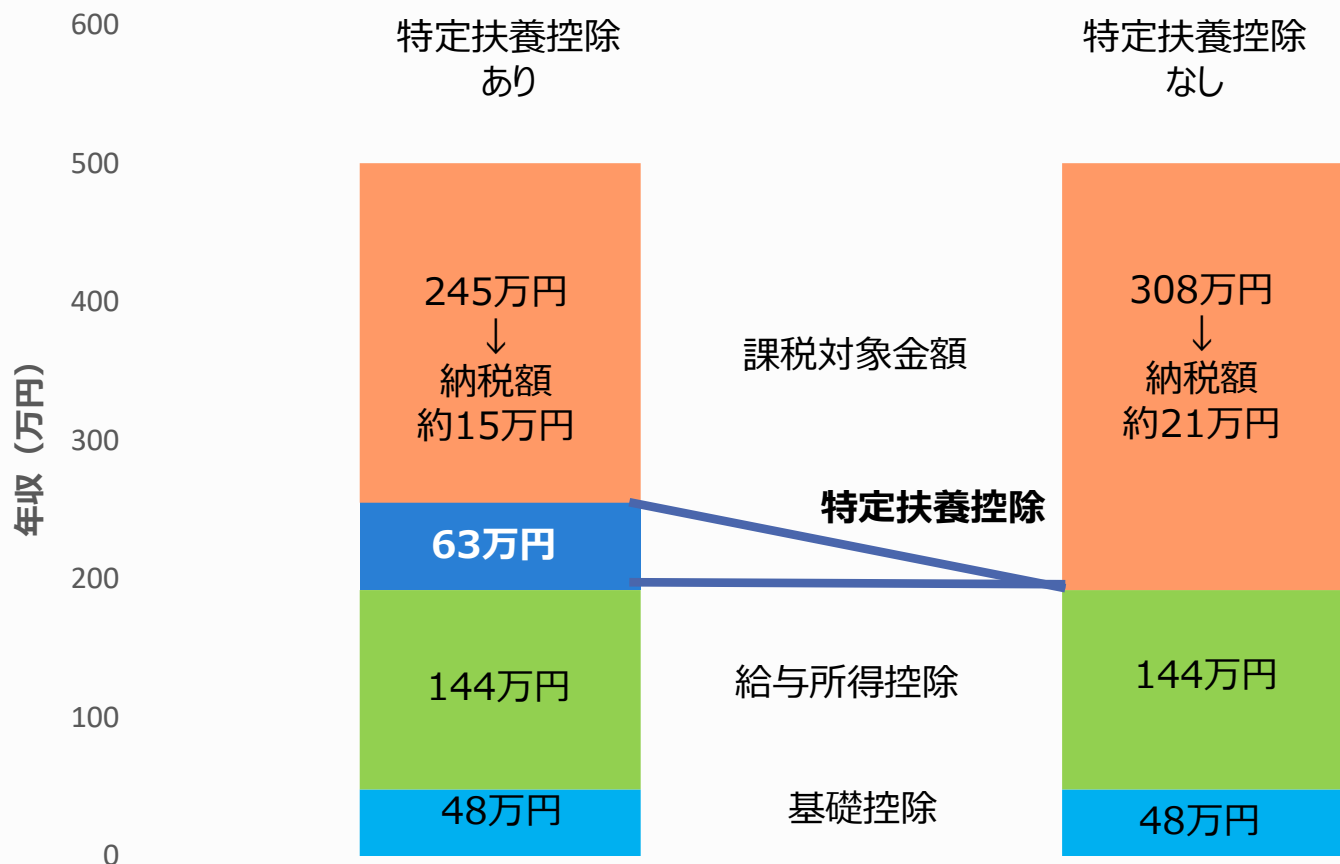
| 年収              | 税制面の影響          |  | 社会保険関係の影響                       |   |
|-----------------|-----------------|--|---------------------------------|---|
|                 | 学生自身の税          | 親の税  | 学生自身の健康保険                       | 学生自身の年金                                   |
| ～103万円          | 非課税             | 影響なし<br>(扶養控除)                                   | 影響なし<br>(親の健康保険)                | 影響なし<br>(20歳以上なら<br>学生自身で<br>国民年金に<br>加入) |
| 103万円～<br>130万円 | 非課税<br>(勤労学生控除) | 納税額が増える<br>(扶養控除・<br>特定扶養控除<br>適用対象外)<br>※次ページ参照 | 学生自身で加入<br>(勤務先の組合<br>又は国民健康保険) | ※納付猶予は<br>選択可                             |
| 130万円～          | 課税              |  |                                 |   |

## <参考> 所得税の特定扶養控除の適用について

19～22歳の親族がいる場合の特定扶養控除は63万円、それ以外の親族についての扶養控除は38万円です。適用要件は、その親族の年収が103万円以内です。

### ■ 親の特定扶養控除の適用有無イメージ

※親の年収が500万円の場合



# 後半講義 内容

## 5. (狭義の) 社会保険の加入要件について

- 社保加入済み従業員数51人以上の事業所の場合
- // 51人未満の事業所の場合
- 個人事業主、ダブルワークをしている方、学生の場合

## 6. 2025年 年収の壁に関する税制・年金法改正の最新状況について

- 税制の改正の焦点は2つ
- 年金制度の改正の焦点は5つ
- 今後の方向性は？

## 7. ご自身と家族の「ライフ×キャリア」を考える。

- 就業パターン別世帯生涯収入額の違いについて
- 未来のお金のやりくりは大丈夫？「イフキャリ」を使ってみよう。

## 8. 今後に向けたメッセージ



# 2025年 年収の壁に関する税制の改正

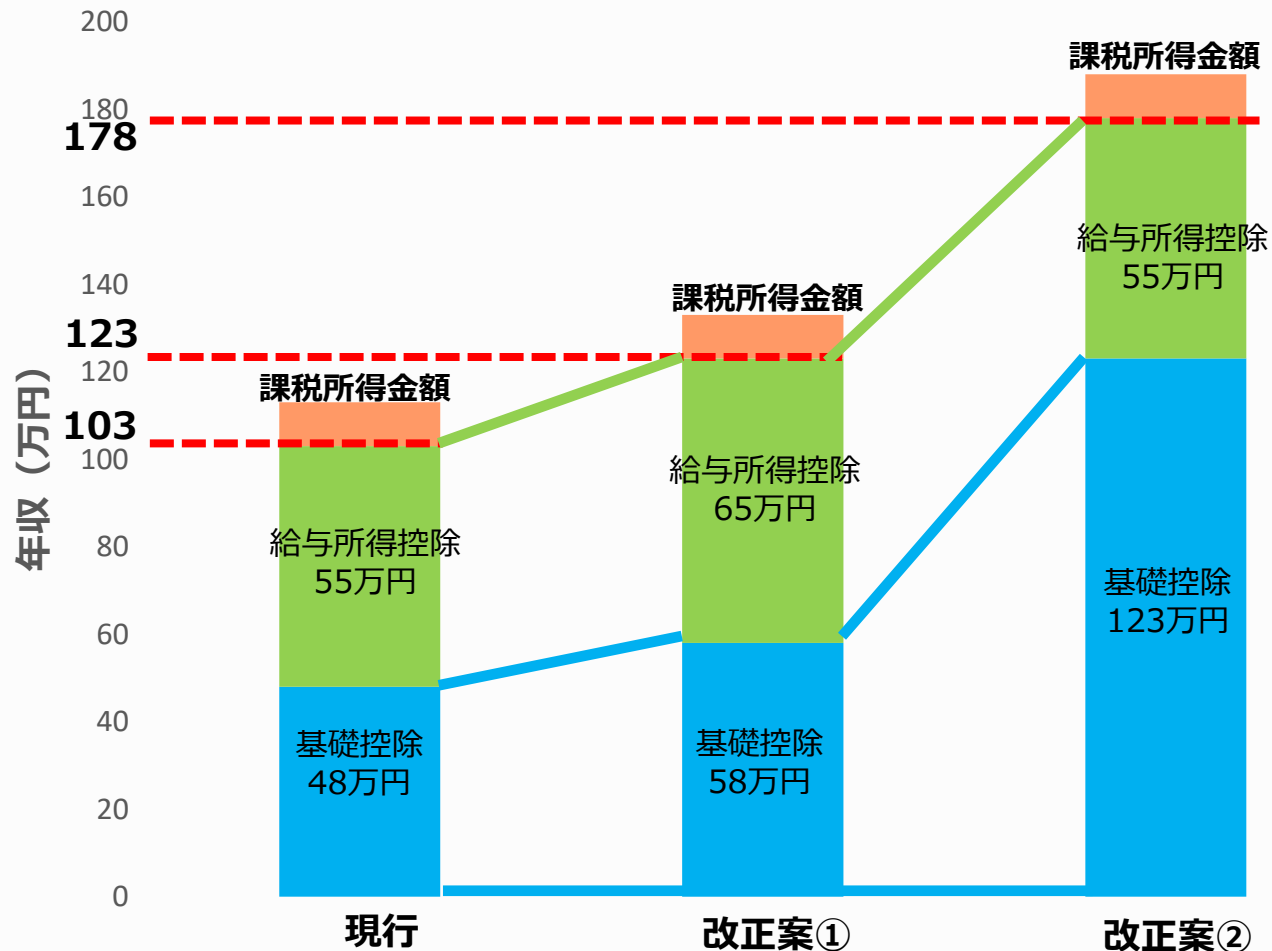
焦点は主に2つで、10月末から世間でも大きな注目を集めている「年収103万円の壁」についても、現在、改正を巡り活発な議論が続けられています。

| 項目 |                | 概要   | 影響度 |
|----|----------------|--|-----|
| ①  | 年収103万円の壁の引き上げ | 所得税の基礎控除（48万円）、給与所得控除（55万円）の引き上げ<br>※住民税については先送りの公算が大きい。 | 中   |
| ②  | 特定扶養控除の適用要件の緩和 | 「子の年収103万円以内」要件の引き上げ                                     | 中   |

# 焦点① 年収103万円の壁の引き上げについて

手取り収入を増やすため、現行の基礎控除（48万円）や給与所得控除（55万円）を引き上げ、所得税発生ラインを引き上げる案が検討されています。

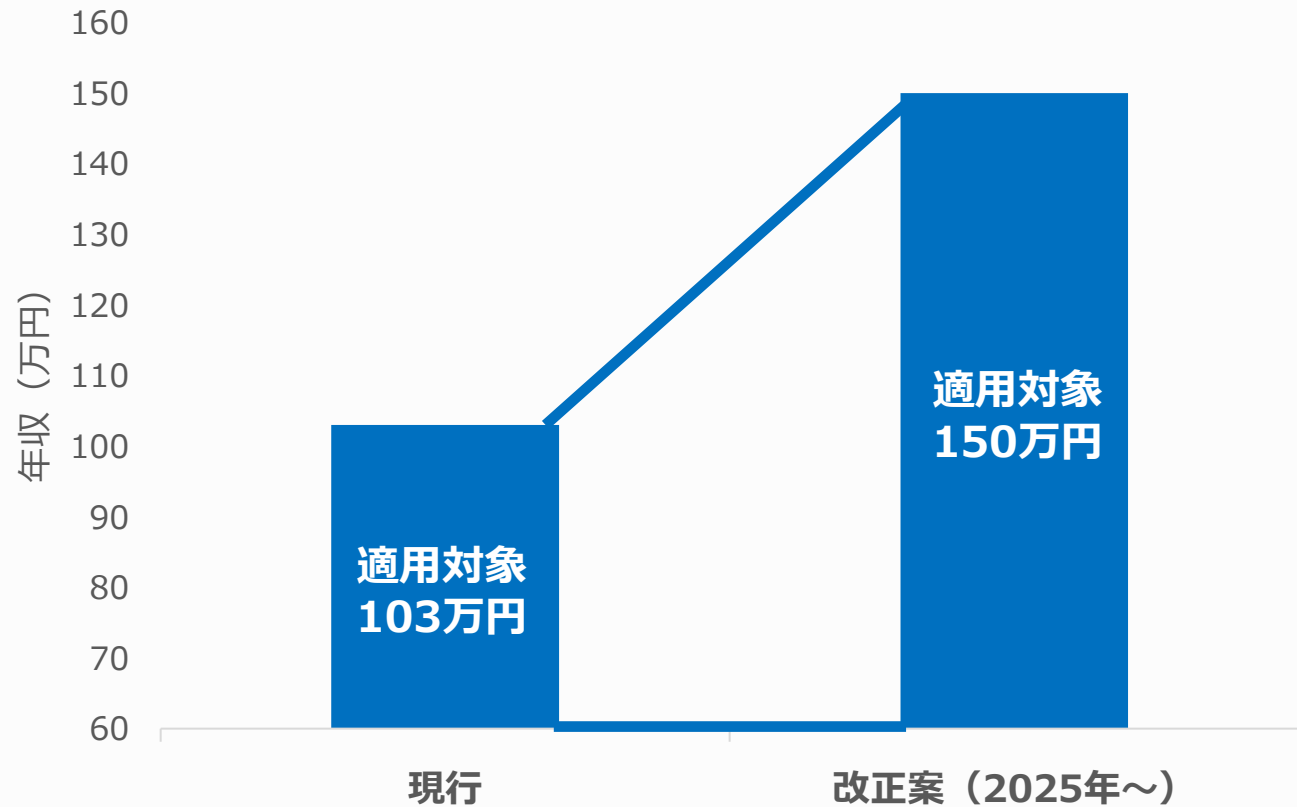
## <所得税の課税対象>



# 焦点② 特定扶養控除の改正案について

案では、特定扶養控除の適用要件が「年収103万円以内」から、「年収150万円以内」に緩和されます。これにより、学生らの働き控えはある程度解消に向かいそうです。

＜適用になる子（学生ら）の年収額の改正イメージ＞



# 2025年 年収の壁に関する年金制度の改正（案）

2025年は、5年に1度の年金法改正の年です。焦点は主に5つで、改正の影響が強く出るものも含まれる。

|   | 項目  | 概要  | 影響度 |
|---|---|---|-----|
| ① | 短時間労働者への厚生年金の適用拡大                         | 企業規模要件、賃金要件の撤廃                            | 大   |
| ② | 基礎年金の給付水準底上げ                              | 基礎年金の給付水準を3割底上げ<br>(厚生年金保険料の一部を基礎年金財源に充当) | 大   |
| ③ | 在職老齢年金の見直し                                | 減額基準額（50万円）の引き上げ                          | 中   |
| ④ | 厚生年金の標準報酬月額の見直し                           | 上限額（65万円）の引き上げ                            | 小   |
| ⑤ | 遺族厚生年金の男女差解消<br>(18歳未満の子がいない60歳未満の給付について) | 男女とも有期（5年）に統一                             | 中   |

# 焦点① 厚生年金の適用範囲の拡大（案）

案では、会社の規模（人数）の要件が撤廃され、週に20時間以上、年収106万円以上で勤務する方々はほぼ全員社会保険に加入することになります。

“106万円の壁”

check  週の勤務時間が**20時間以上**

| Mon | Tue | Wed | Thu | Fri | Sat | Sun |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 月   | 火   | 水   | 木   | 金   | 土   | 日   |
| 4h  | 6h  | 6h  | 4h  | 4h  | 0h  | 0h  |

※残業時間は含みません。

check  給与が月額**88,000円以上**

2026年度～  
撤廃へ

check  **2ヶ月を超えて働く予定がある**

...

check  学生ではない

※休学中、定時制、通信制の方は、加入対象となります。

# 焦点② 基礎年金の給付水準の底上げ（案）

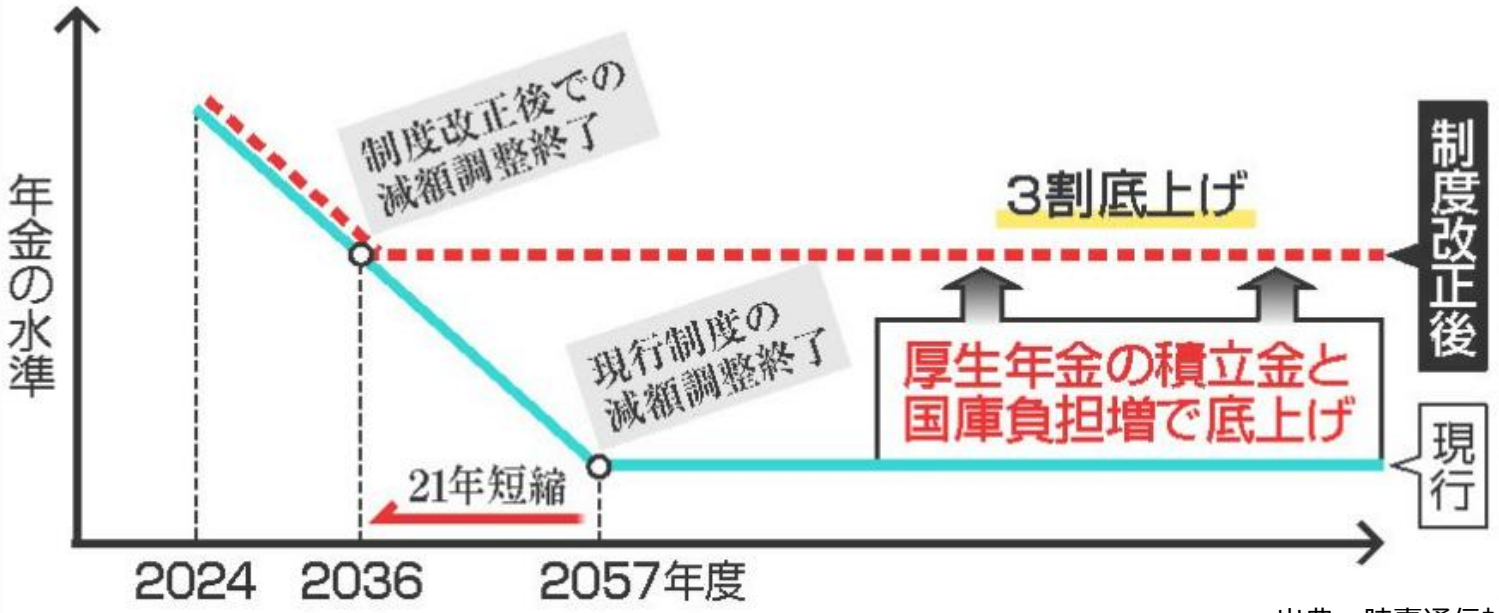
案では、厚生年金保険料の一部を財源に充て、「マクロ経済スライド」の期間を短縮することにより、基礎年金の給付水準が3割程度底上げされます。

## マクロ経済スライド

少子高齢化に伴う現役世代への過大な負担を防ぎ、持続的に財源を確保していくため、給付水準を物価や賃金の上昇率よりも低く抑える仕組み。この仕組みにより、基礎年金の給付水準は2057年度まで低下（減額）が続く見通しとなっています。

減額幅を抑えるためにこの期間を21年間短縮し、給付水準を底上げする案が検討されています。

## <基礎年金の給付水準イメージ>



出典：時事通信社

# 焦点③在職老齡年金の見直し（案）

案では、65歳以上の人の基準額（賃金と年金の合計額）を現行の50万円から引き上げることで、働き控えをせずに手取りを増やせるようになります。

## 在職老齡年金

少子高齢化が進む中、年金財政の悪化を防ぐため、一定の収入がある高齢者の年金を減額する仕組み。現行、65歳以上の人は賃金と年金あわせて月額50万円を上回る場合に、厚生年金の一部または全部が支給停止になります。  
この50万円という基準額を引き上げ、年金が支給停止する人を減らす案が検討されています。

### <在職老齡年金制度見直しの方向案>

| 現在   | 見直しの方向      |          |
|------|-------------|----------|
| 50万円 | <u>62万円</u> | 約20万人給付増 |
|      | <u>71万円</u> | 約27万人給付増 |
|      | <u>制度廃止</u> |          |

出典：NHKニュース

# 焦点④ 厚生年金の標準報酬月額の見直し（案）

案では、収入のある厚生年金の加入者により多くの保険料を負担してもらうため、現行の上限額65万円が引き上がります。

## 厚生年金標準報酬月額区分の上限

厚生年金の保険料は、加入者それぞれの負担能力に応じた「標準報酬月額」をもとに算定されます。この標準報酬月額の上限が現在は65万円で、この水準を収入が超えれば、いくらあっても、保険料は上がらない仕組みとなっています。

この65万円という基準額を引き上げ、高収入の加入者にはより多くの保険料負担をしてもらうようにする案が検討されています。

### <標準報酬月額上限額見直しの方向案>

| 現在         | 引き上げ案 |
|------------|-------|
| 上限<br>65万円 | 75万円  |
|            | 79万円  |
|            | 83万円  |
|            | 98万円  |

出典：NHKニュース



# 焦点⑤ 遺族厚生年金の男女差解消について（案）

案では、60歳未満で配偶者を亡くした場合の遺族厚生年金の、受給要件が男女で統一されます。また、故人の厚生年金記録が配偶者に加算される制度が創設されます。

## ■ 遺族厚生年金の見直し案の概要

対象：20～50代の現役世代で、18歳未満の子がいない、配偶者と死別した人

※但し、既に受給している人は対象外

|           | 現行  | 改正案  |
|-----------|---|--|
| 給付期間      | 妻→無期給付<br>※30歳未満の場合は5年間の有期<br>夫→60歳から給付開始<br>※受給権発生は55歳 | 妻、夫ともに5年間の有期給付<br>(20代～50代)  |
| 受給額       | 故人の老齢厚生年金の3/4   | 現行 + 上乗せ加算   |
| 故人の厚生年金記録 | 配偶者への分割は無し  | 配偶者への死亡時分割の導入<br>→故人の記録を、配偶者の将来の老齢厚生年金額に上乗せ加算<br>※故人との婚姻期間に応じた分<br>※次ページ参照 |

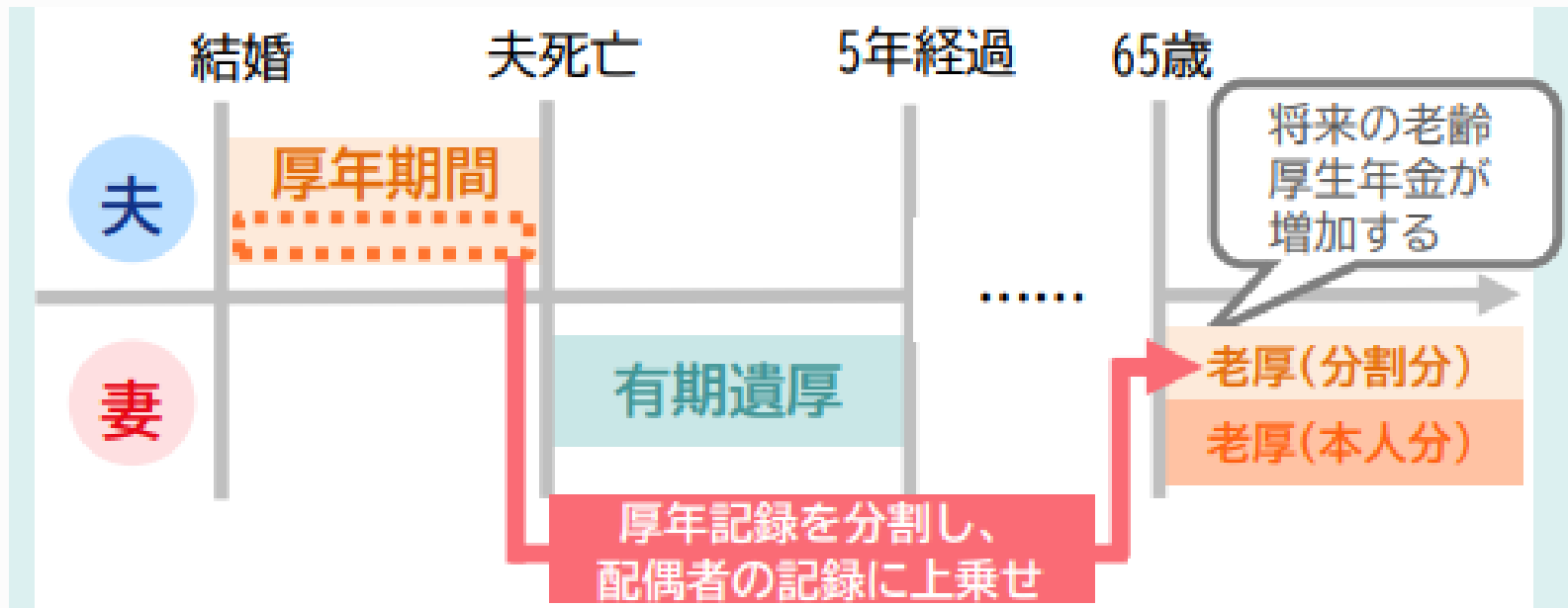
## <参考> 新たな仕組み「死亡時分割」(案) について

遺族厚生年金の受給期間を5年間に統一する変更に伴い、婚姻期間中の故人の厚生年金加入記録を基に、配偶者の将来の老齢厚生年金が上乘せ加算されます。

### <ポイント>

- ・故人の厚生年金記録を残された配偶者の記録に分割し、配偶者の将来の老齢厚生年金に反映(上乘せ加算)させます。その分、配偶者の老齢厚生年金は充実することになります。
- ・この分割上乘せ加算部分は、再婚してもなくなります。

### ■ イメージ



出典：厚労省

# 年収の壁に関する税・年金制度改正の方向性

物価水準や少子高齢化、女性活躍推進などの社会の変化に合わせて、改正が進められていきそうです。

## 税

- ・所得税の非課税ラインの引き上げ（基礎控除・給与所得控除の拡大）
- ・所得税の（特定）扶養控除の引き上げ

→働き控えをする必要性は、ますますなくなりそうです。

## 年金制度

- ・一定時間以上働くすべての人が、（狭義の）社会保険に加入できるように。
- ・年金給付額の水準を確保しつつ、受給年齢になっても生き生きと働いて賃金を得ることができるように。

→より安心して働くことができるようになるのと同時に、今や将来の様々なリスクへの備えを充実させることができるようになります。

## 後半講義 内容

### 5. (狭義の) 社会保険の加入要件について

- 社保加入済み従業員数51人以上の事業所の場合
- // 51人未満の事業所の場合
- 個人事業主、ダブルワークをしている方、学生の場合

### 6. 2025年 年収の壁に関する税制・年金法改正の最新状況について

- 税制の改正の焦点は2つ
- 年金制度の改正の焦点は5つ
- 今後の方向性は？

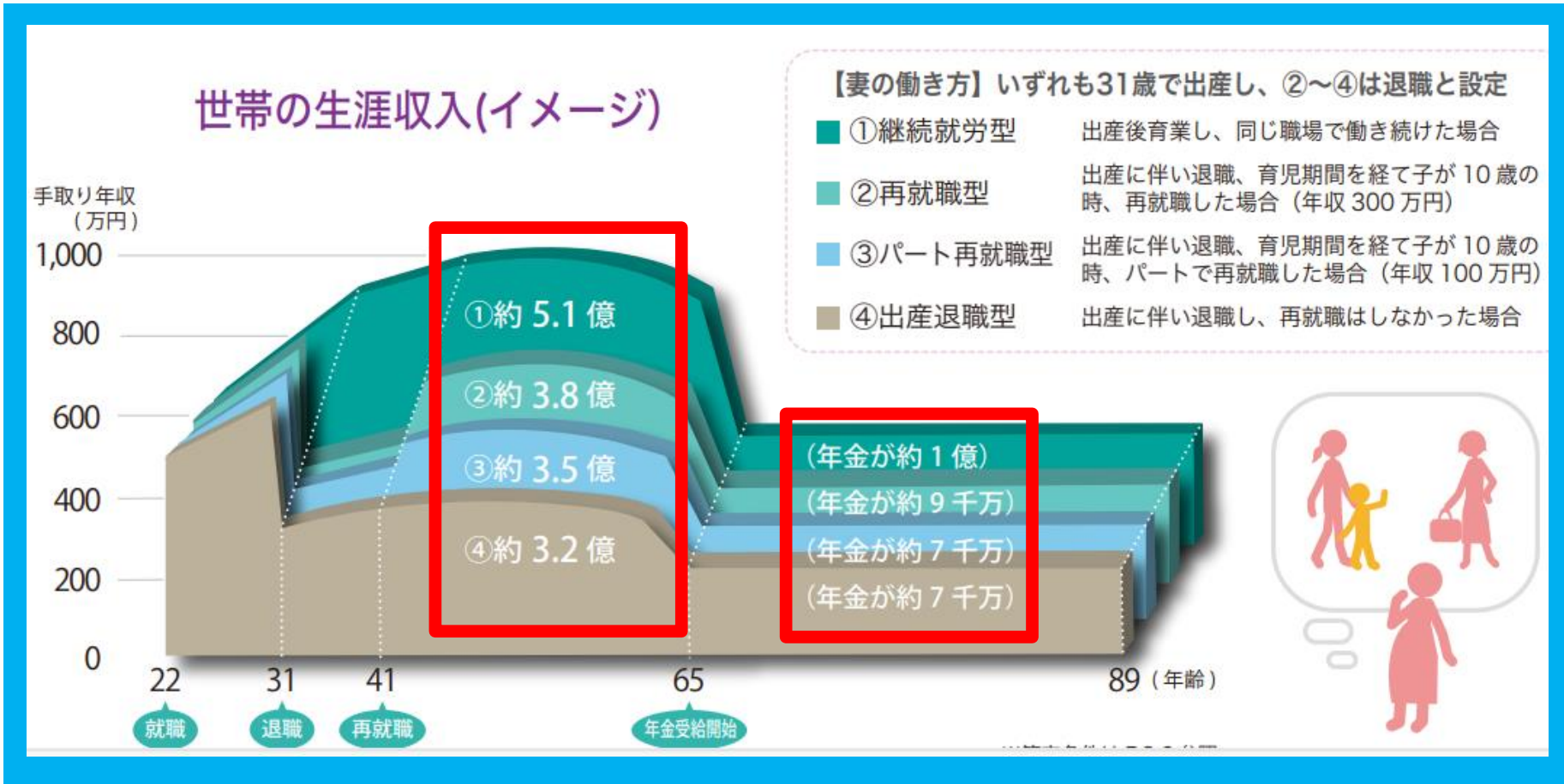
### 7. **ご自身と家族の「ライフ×キャリア」を考える。**

- 就業パターン別世帯生涯収入額の違いについて
- 未来のお金のやりくりは大丈夫？「イフキャリ」を使ってみよう。

### 8. 今後に向けたメッセージ

# 就業パターン別 世帯の生涯収入について

結婚や出産を機に一度退職しても、そのあとにパートも含めてまた働いて社会保険に加入することで、特に65歳以降の暮らしが豊かになります。



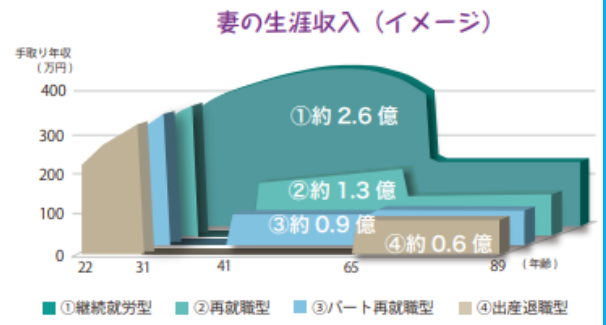
出典：東京都暮らし方会議資料

# 就業パターン別 世帯の生涯収入について

夫の配偶者手当や税金の配偶者控除から得られるメリットは、相対的にかなり小さいです。しかも今後、配偶者手当は廃止に向かう方向性にあります。

- ◆ 前ページの試算のうち、妻と夫それぞれで生涯収入を比較
- ◆ 妻が継続就労しない場合の夫の収入におけるメリットは33年間で最大約670万円

|           | 世帯の生涯収入 (億円) | 妻の生涯収入 (億円) | 夫の生涯収入 (億円) | うち配偶者手当 (万円) | うち配偶者控除分 (万円) | 計 (万円) |
|-----------|--------------|-------------|-------------|--------------|---------------|--------|
| ① 継続就労型   | 5.1          | 2.55        | 2.55        | 0            | 0             | 0      |
| ② 再就職型    | 3.8          | 1.27        | 2.56        | 130          | 70            | 200    |
| ③ パート再就職型 | 3.5          | 0.85        | 2.6         | 430          | 240           | 670    |
| ④ 出産退職型   | 3.2          | 0.6         | 2.6         | 430          | 240           | 670    |

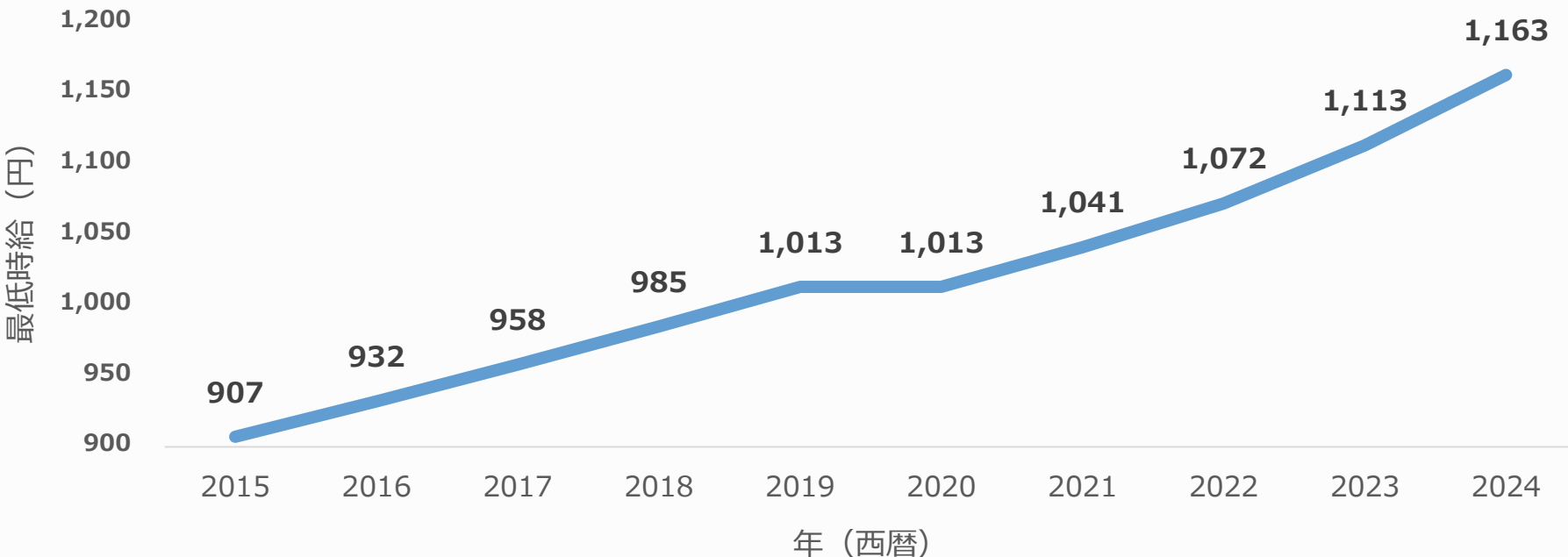


出典：東京都暮らし方会議資料

# 最低賃金の上昇について

毎年着実に上昇を続け、この面での処遇改善は進められています。今後も上昇が続く可能性が高いです。（政府は2020年代中に1,500円到達を目指しています。）

### 東京都最低賃金の推移



# 自分と家族のライフ×キャリアを考える。

自分と家族がこれからしたいことや実現したいこと（ライフ）に合わせて、お金のこと、仕事のこと（キャリア）を計画してみましょう。



出典：三菱東京UFJ銀行



# ライフ×キャリアシミュレーターを使ってみよう

東京都で作成したシミュレーター「イフ キャリ」です。

スマホで簡単に、世帯全体のお金の将来の見通しを見ることができます！

東京都

## ライフとキャリアで 将来設計してみませんか？

あなたの現在の収入やワークスタイルとライフスタイルのバランスから、生涯の収支や貯蓄額を予想します。将来設計をより良いものにするためにお役立てください。



ライト版 →

フル版 →



イフキャリ

検索

# ライフ×キャリアシミュレーターを使ってみよう

画面にしたがってご自身とご家族の状況を順番に入力していきます。

## <画面イメージ>

あなたについて教えてください

年齢  
50 歳

性別  
男性 女性 その他

結婚  
※事実婚の方も結婚しているをご選択ください。  
※事実婚の方も法律婚の方と同じ条件（扶養等）でシミュレーションを実施します。  
している したい しない

パートナーの年齢  
51 歳

← 前へ戻る 次へ進む →

働き方について教えてください

※各年代でメインとなる働き方と、年収を入力してください。  
※未来の選択肢は理想の働き方・年収を入力してください。

あなたの20代の働き方・年収  
正社員 300 万円

あなたの30代の働き方・年収  
その他 0 万円

あなたの40代の働き方・年収  
パート/アルバイト 100 万円

あなたの50代の働き方・年収  
パート/アルバイト 150 万円

あなたの60代の働き方・年収  
パート/アルバイト 150 万円

# ライフ×キャリアシミュレーターを使ってみよう

入力が終わると、将来見込まれるキャッシュフローと、それに対する簡単なアドバイスをもらえます。

## <画面イメージ>

| 年度         |             | 2024年 | 2025年 | 2026年 | 2027年 | 2028年 | 2029年 | 2030年 | 2031年 | 2032年 | 2033年 |     |
|------------|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|
| 年齢<br>(歳)  | 本人          | 50歳   | 51歳   | 52歳   | 53歳   | 54歳   | 55歳   | 56歳   | 57歳   | 58歳   | 59歳   |     |
|            | パートナー       | 53歳   | 54歳   | 55歳   | 56歳   | 57歳   | 58歳   | 59歳   | 60歳   | 61歳   | 62歳   |     |
|            | 第一子         | 18歳   | 19歳   | 20歳   | 21歳   | 22歳   | 23歳   | 24歳   | 25歳   | 26歳   | 27歳   |     |
|            | 第二子         | 16歳   | 17歳   | 18歳   | 19歳   | 20歳   | 21歳   | 22歳   | 23歳   | 24歳   | 25歳   |     |
| イベント       | 本人 + パートナー  |       |       |       |       |       | 介護の開始 |       |       |       |       |     |
|            | 第一子         |       | 大学入学  |       |       |       |       |       |       |       |       |     |
|            | 第二子         | 高校入学  |       |       | 大学入学  |       |       |       |       |       |       |     |
| 収入<br>(万円) | 年収<br>(手取り) | ご本人   | 106   | 105   | 104   | 85    | 85    | 85    | 85    | 85    | 85    |     |
|            |             | パートナー | 463   | 463   | 464   | 465   | 466   | 467   | 468   | 462   | 456   | 450 |
|            | 年金<br>(手取り) | ご本人   | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0   |
|            |             | パートナー | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0   |
|            | 収入合計        |       | 569   | 569   | 569   | 550   | 551   | 552   | 553   | 547   | 541   | 535 |
| 支出<br>(万円) | 生活費         |       | 300   | 300   | 300   | 300   | 300   | 300   | 300   | 300   | 300   |     |
|            | 住居費         |       | 135   | 135   | 135   | 135   | 135   | 135   | 135   | 135   | 135   |     |
|            | 教育費         |       | 61    | 178   | 154   | 271   | 247   | 123   | 123   | 0     | 0     | 0   |
|            | 介護費         |       | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 96    | 96    | 96    | 96    | 96  |
|            | マイカー費用      |       | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 250   | 0     | 0     | 0   |
|            | お楽しみ支出      |       | 50    | 50    | 50    | 50    | 50    | 50    | 50    | 50    | 50    | 50  |
|            | 支出合計        |       | 546   | 663   | 639   | 756   | 732   | 704   | 954   | 581   | 581   | 581 |
| 年間収支       |             | 22    | -94   | -70   | -205  | -180  | -151  | -400  | -33   | -39   | -45   |     |
| 資産残高       |             | 622   | 527   | 457   | 252   | 71    | -79   | -480  | -514  | -553  | -598  |     |

# ライフ×キャリアシミュレーターを使ってみよう

入力が終わると、将来見込まれるキャッシュフローと、それに対する簡単なアドバイスをもらえます。

## <画面イメージ>

### アドバイス

診断お疲れ様でした！

このままの予定では収支がマイナスになってしまいます。

将来の生活に大きな影響を及ぼす可能性があるため収支を改善していきましょう。

まずは、支出の見直しを行い、無駄なコストを削減してみましょう。その上で収入の増加を目指す方法を検討しましょう。

スキルアップや資格取得を通じて、時給やパートタイムの仕事の質を向上させることが効果的です。

また、副業やフリーランスの仕事を考えることで、収入の多様化を図るのも一つの方法です。計画的に行動し、安定した収支になるよう応援しています。

# ライフ×キャリアシミュレーターを使ってみよう

あなたが使える東京都のお勧めの事業の紹介もあります。東京都では女性がより良く生きていくための様々な事業を行っています。ぜひご活用ください。

## <画面イメージ>

### あなたが 使える制度

#### 年収の壁を知る（雇用関連諸制度に関する課題解決事業）

「年収の壁」に関する専門家の支援として、「個別相談窓口（個人・企業対象）」 専門家派遣（企業対象）」、「オンラインセミナー（個人・企業対象）」の3つのメニューをご用意しています。

#### APT Women 女性ベンチャーの成長支援プログラム

スケールアップを目指す女性ベンチャーに対して短期集中型育成プログラムを提供し、ロールモデルとなる女性ベンチャーを創出することで、現代の女性に起業という新しい生き方の選択肢を示すことを目的としています。

#### 女性従業員のキャリアアップ応援事業

都内企業の女性活躍推進の取組と、キャリアアップを目指す女性従業員をサポートしています。セミナーやコンサルティング等すべて参加費無料。女性活躍やダイバーシティを推進する経営者、キャリアアップを目指す女性の皆様等、ぜひご活用ください。

## 後半講義 内容

### 5. (狭義の) 社会保険の加入要件について

- 社保加入済み従業員数51人以上の事業所の場合
- // 51人未満の事業所の場合
- 個人事業主、ダブルワークをしている方、学生の場合

### 6. 2025年 年収の壁に関する税制・年金法改正の最新状況について

- 税制の改正の焦点は2つ
- 年金制度の改正の焦点は5つ
- 今後の方向性は？

### 7. ご自身と家族の「ライフ×キャリア」を考える。

- 就業パターン別世帯生涯収入額の違いについて
- 未来のお金のやりくりは大丈夫？「イフキャリ」を使ってみよう。

### 8. 今後に向けたメッセージ

# 年収の壁を超えるメリット・デメリットまとめ

## メリット

- 社会保険に加入することで、もしものときや将来の安心と安定を得ることができます。しかもその保険料は労使折半です。
- 職場でのキャリアアップや昇給、やりがいアップにつながる可能性があります。

## デメリット

- 社会保険料や税金の増額分、手取り額が収入額から減ります。
- 配偶者のお勤め先から、いわゆる配偶者手当を受け取れなくなる可能性があります。  
※配偶者手当制度は廃止を念頭に見直しが迫られています。

# 今後に向けたメッセージ

- ◆ 私たちの人生には予測できない出来事がたくさんあります。パートナーの状況が変わったり、思いがけない出来事が起きることもあるでしょう。そんなときに、自分自身の力で支えられる基盤を作っておくことは、とても大切です。
- ◆ 働くことは単に収入を得る手段ではなく、人とのつながりを育み、自己肯定感を得られる素晴らしい機会でもあります。誰かに「ありがとう」と感謝される喜びや、自分が社会の一員として役に立っている実感。それこそが、働くことの大きな魅力です。





## 今後に向けたメッセージ

- ◆ **長寿時代を迎えた今、しっかりと働き、厚生年金のメリットを享受しながら、自分のために自由に使えるお金を持つことは、大きな安心につながります。**
  - ◆ **人生100年時代にはキャリアの転換が必要不可欠です。  
年収の壁に縛られず、自分らしい働き方を選び、未来を切り開く一步を踏み出してみませんか？  
未来に備えながらも、今この瞬間を楽しむための選択肢を増やしていきましょう。**
- 皆さんが選ぶ働き方が、より豊かな未来へとつながることを心から願っています。**



## 東京都による「年収の壁」に関する支援

**無料**  
お気軽にご連絡  
下さい！

### 「年収の壁」に関する個別相談窓口

「年収の壁」に関して電話やメール、オンラインにより相談できる窓口を設置し、  
企業や個人の個別の事情に応じた相談を受け付けます。

回答は社会保険労務士、税理士、ファイナンシャルプランナーが対応！

開設期間

2024年5月9日(木)～2025年3月31日(月)

相談内容

個人の年収100万・103万・106万・130万・150万等、201万までの  
「年収の壁」（税・社会保険等）に関する相談

対象者

・ 都内在住の方 ・ 都内勤務の方 ・ 都内企業（個人事業主含む）



電話で相談

☎ 0120-545-027

受付時間：平日 9:00～17:00

年末年始・祝日を除く

※1回あたり20分まで（回数2回まで）



メールで相談

✉ メール相談フォームはこちら

※2往復まで

※翌営業日にご返信します

（混雑等により遅れる場合があります。）



オンラインで相談

🖥️ オンライン相談予約はこちら

※1回あたり20分まで（回数2回まで）

# ただいまより10分間 2回目の質疑応答の時間です

- 画面下の「Q&A」ボタンを押し、ご質問をご入力ください。  
(匿名でご質問できます。)

※お時間の制約上、全てのご質問にお答えできかねる点をご了承下さい。

ご清聴  
ありがとうございました

